

平成19年第3回訓子府町議会定例会会議録

議事日程(第2日目)

平成19年9月20日(木曜日)

午前10時00分開議

第18 一般質問

出席議員（ 9 名）

1 番	橋 本 憲 治 君	2 番	西 山 由美子 君
3 番	上 原 豊 茂 君	4 番	河 端 芳 惠 君
5 番	工 藤 弘 喜 君	7 番	佐 藤 静 基 君
8 番	山 本 朝 英 君	9 番	川 村 進 君
10 番	小 林 一 甫 君		

欠席議員（ 1 名）

6 番 松 浦 啓 博 君

地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した人

町 長	菊 池 一 春 君
総 務 課 長	山 田 日 出 夫 君
総 務 課 業 務 監	八 鍬 光 邦 君
企 画 財 政 課 長	佐 藤 正 好 君
企 画 財 政 課 業 務 監	森 谷 清 和 君
町 民 課 長	中 山 信 也 君
福 祉 保 健 課 長	佐 藤 純 一 君
福 祉 保 健 課 業 務 監	林 秀 貴 君
農 林 商 工 課 長	山 内 啓 伸 君
農 林 商 工 課 業 務 監	村 口 鉄 哉 君
建 設 課 長	竹 村 治 実 君
水 道 課 長	竹 村 治 実 君
教 育 課 長	小 野 茂 君
管 理 課 長	平 塚 晴 康 君
社 会 教 育 課 業 務 監	上 野 敏 夫 君
教 育 委 員 長	白 崎 隆 誠 君
農 業 委 員 会 長	鳥 山 勝 見 君
監 査 委 員	山 田 稔 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	菅 野 宏 君
会 計 管 理 者	三 好 寿 一 郎 君

職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	小 野 良 次 君
議 会 事 務 局 係 長	今 田 和 則 君

開議の宣告

議長（橋本憲治君） 皆様、おはようございます。

それでは定刻になりました。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の出欠を報告いたします。本日は、9名の議員が出席であります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりでございます。

一般質問

議長（橋本憲治君） 日程第18、一般質問を継続いたします。

4番、河端芳恵君の発言を許します。

昨日に引き続きまして、上着、暑い方はお脱ぎになってもよろしいですので、説明員の方も上着を脱いでいただきたいと思います。

4番、河端芳恵君。

4番（河端芳恵君） 一般質問通告書に従いまして、大きく2点のことをお伺いします。

まず、1点目といたしまして、銀河線跡地利用と基金の運用について伺いいたします。

北海道ちほく高原鉄道株式会社の清算により、銀河線の跡地が10月1日で町に譲渡されます。跡地の利用は新たな街並み整備事業とも言える大きな事業だと思います。跡地利用についてどのように考えているのか、次の点について伺います。

基金をバスの永続的な安定運行に充てることになっていますが、どの程度財源として確保していくのか。

町民から樹木・果樹・花などを植えるというアイデアが出されていますが、路床・線路下の状況はどのようになっているのか。

町民個人でレール・枕木等を購入することはできないのか。

現在、ちほく高原鉄道株式会社と畑などとして個別に賃貸契約をしているのは何件ぐらいあり、契約金額はいくらぐらいあるのか。また、来年度からの契約をどのように進めていくのか。買取希望者にはどのように対応していくのか。

8月31日に、広く町民の声を聞くというために「ふるさと銀河線跡地利用等検討協議会」が開催されましたが、提供された資料があまりにも少なかつたと思います。もっと多くの資料・情報を出すべきだつたと思います。

9月21日、明日ですが、協議会が予定されていますが、こういう協議会は議会の前に開催したほうが有意義だつたのではないかと思います。

以上。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） おはようございます。

ただいま、ふるさと銀河線の跡地利用と基金の運用につきまして、ご質問がございました。5点でございますけれども、その中身についてお答えさせていただきます。

まず、1点目で「鉄道跡地整備利用等基金条例に基づくバスの永続的運行に充てる財源の規模」についてのご質問をいただきました。

この基金につきましては、今回補正いたします有価物の売却益と8月の臨時議会でご決

定をいただきましたレール等の撤去分にかかる補償費を積み立てることが確定しているところでございます。跡地利用やバスの永続的な運行に係るものにつきましては、現時点では決まっておりませんので、今後の課題とさせていただきます。

現在、協議中の「ふるさと銀河線跡地利用検討委員会」でのご意見などを参考にしながら、跡地にかかる整備費あるいはバスに関する事業費を積み上げて、今後提案してまいりたいと考えているところでございます。

なお、これとは別に跡地利用やバスの永続的運行のための基金積立の原資として、北見市が管理しております「北海道ちほく高原鉄道経営安定化基金」からの交付金を受けるための計画書を本年10月、すなわち来月以降に北海道へ提出することになっておりますけれども、この中では一定の金額を明示することとしております。

ただし、この額は基本的には計画の額でございまして、実施に際しては、あらためて議会ともご相談させていただくこととなりますので、この点につきましてもご理解を賜りたいと存じます。

次に、2点目の「道床等の状態」についてでございます。鉄道施設につきましては100年近い歴史のあるものでございまして、ある意味では掘ってみないとわからないというところが正直なところでございます。

近々に着工されます踏切部分の交通安全対策工事によりまして、状況が明らかになるものと考えておりますので、この点につきましてもご理解をいただきたいと思っております。

次に、3点目で「レールや枕木の個人への売却」についてでございますけれども、この件に関しましては、多くの皆様方から売却してほしいという要望を受けているところでございます。ただ、枕木そのものの品物が均一でないために、町が斡旋することがある意味では近隣と言いますよりは、道内・全国状況を考察いたしますと大きなトラブルに発展するといったことの事例も多々聞いておりますので、現時点では個人への売却については困難であるというふうに考えてございます。

しかし、町といたしましては、希望される方が直接落札された業者から購入できるように、ある意味では落札業者にその点ではお願いはしたいというふうに考えております。

次に、4点目の「鉄道跡地に係る賃貸契約の扱い」についてでございますけれども、現在、会社が企業や個人と賃貸契約をしている土地につきましては30件でございます。総額で96万400円となっております。このほか、北海道電力やあるいはN T Tの電柱などの分として11件、金額にいたしまして4万3,070円が金額として計上されております。

来年度以降につきましては、町の条例に基づく算定を行った上で、新たに賃貸契約を締結していきたいと考えているところでございます。

なお、土地の買取希望者への対応につきましては、現在、協議中のふるさと銀河線跡地利用等検討協議会でのご意見を参考にするほか、一定のルールも決めていかなければなりませんので、あらためて議員の皆様ともご協議させていただきたいというふうに考えているところでございます。

最後に、先に開催した協議会への資料提供が不十分とのご指摘をいただきました。これも広く多くの町民の皆様のご意見を聞きたいというところから、可能な限り早く開催すべきという判断で、先般開催したところでございますけれども、準備不足もございましたの

で、次回協議会、すなわち明日の夜開催予定の第2回の協議会におきましては、ご指摘のとおり、金額的なことも含めた可能な限りの追加資料を添付する考えにしておりますので、引き続き、積極的な情報提供に努めてまいりたいと考えているところでございます。

また、開催時期につきましては、特に跡地利用につきましては、これから時間をかけて一定の方向性を決めていく考えでございますので、開催時期についてはいろいろなご意見もあろうかと思えますけれども、私どものご意見として、ご助言として賜りたいと考えるところでございます。

以上でございます。

議長（橋本憲治君） 河端芳恵君。

4番（河端芳恵君） 今の答弁の中で、一番目の基金に関することと言いましたら、レール・枕木・砂利の撤去費用がどのくらいかかるのかわからない。それによって基金の積み立ても、それは今の段階では難しいとは思いますが、また、一方で原資があって一定額をバスの積み立てに回せるということがあるのです。今の段階で、レール・枕木・砂利の撤去にどのくらい経費がかかるのか。大まかな目途をお願いいたします。

それともう1点、路床下については掘ってみなければわからないということで、これから工事がはじまるそれを見てということですが、町民の方のアンケートの中に、かなり多くの樹木を植えるとかそういうことがありますので、これからそういう方向性を決めなければいけないとは思いますが、ここの部分については樹木を植えられるというような図面、何かも後ほど必要になるのではないかと思います。

レール・枕木を個人に売却するのは難しいというお話ですが、これは業者に窓口になってというのではなく、あらかじめ希望者がいましたら町民の希望を取りまとめて、それで業者と町のほうで購入するとか、そういうような面は考えられないのでしょうか。

議長（橋本憲治君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤正好君） ただいま、3点のお尋ねをいただきました。

まず、1点目の道床、レールの下の砂利の部分です。そうしたものの撤去費用はいくらくらいかかるのかというお尋ねをいただきました。これにつきましては、あくまでも会社で積算した概算額ということでございます。仮に全部取った場合には、会社としてどのくらいの費用がかかるかというものを整理したものでありますけれども、まず、道床との撤去なのですけれども、全線をもしやるとした場合につきましては、概ね1,490万円ほどかかるというふうに言われております。この砂利だけの分です。ただ、実際にこのすべてを取るかどうかということも、これから今開催しておりますふるさと銀河線跡地利用等協議会のほうのご意見も参考にしながら、また決めていかなければならないと。そういう意味では、まだどこまでやるかということはまだ決めていない段階ではございません。またさらにこの事業費につきましては、あくまでのJR等の単価費用で計算しておりますので、まだこれから圧縮できる要素もあると言えるかと思います。

それと、2点目の道床のレール・枕木下の状況ということで、樹木の植栽の関係でお尋ねをいただきました。これにつきましても、今やっております協議会の中で、実際に植樹することがいいのかどうか、落ち葉の関係とか、いろんなご意見もございましたので、これからそれぞれのご意見を聞きながら、仮に植樹するとすれば今の現在の状況で言いますと除草剤がかなり効いているというような状況もございます。ですから、そのまま植えて

もたぶん枯れてしまいますから、そういう意味では一定程度除去して土砂を戻していかなければならない可能性もあろうかと思えます。これについても、こちらのほうで植える場所がどこら辺があるかという提示をする前に、将来的にこういう使い方をしたいという町民の皆さんの意向に沿った中でいろいろ検討をしてみたいというふうに考えております。

それと、3点目の特に枕木の売却のお尋ねでございます。あらかじめ取りまとめしたりすることはできないかというお尋ねでございました。

私どもとしましては、多くの方から要望を受けておりましたので、何とかそれに応えることができないかということで、いろいろ方策・検討をしてみました。関係自治体、近隣の自治体ですとか、あるいは先に撤去した自治体の状況等を聞いていますと、枕木1本1本が均一でない、先ほど町長から申し上げましたけれども、そして、実際に撤去した枕木については、いいもの悪いもの関係なくきれいに集積してまいります。そして、そのまま運べばいいようにする状態になっています。

それで基本的には、一旦、業者に売却しますので、契約した時点で枕木・レール等については業者のものということになります。

あらかじめ取りまとめたらということなのですが、これもいろいろ5社、6社ほど業者、営業に来られているいろいろ情報交換させていただいているのですが、「町が取りまとめることによって大変なことになります」というような助言もいただいております。要するに、「町がとりまとめたのだから町の責任で初めに取りに来た方にはいい物ばかり売っている」とか、そういった不満も出てきたりすると。そういった意味では、「町のほうではもう対応しきれない状態になります」と。そして、「1本1本の値段が異なります」と、「いいものもあれば悪いものもある」と。場合によってはただで持って行っていただいたほうがいい物もあるらしいです。そうした1本1本の対応が違う中で、あらかじめ例えば斡旋価格を決めるなんていうことも当然不可能なことでございますので、業者によっては「町民に直接売ることにも勘弁してください」とおっしゃっている方もいらっしゃいます。ただ、私の方としては、いずれにしてもこの皆さんの思いのある銀河線の枕木ですから、極力、落札業者に直接でも買えるようなこととお話をさせていただきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

議長（橋本憲治君） 河端芳恵君。

4番（河端芳恵君） 先ほどの答弁の中で、レールの枕木の販売についてはわかりました。

私、以前にどこかで見たことがあるのですが、レールを小さく切断して文鎮のようにして売っているのを見たことがあるのですが、そういうことで自分の思い出として残せるようなこともあるのかなという思いもありまして伺いました。

先ほどの賃貸契約のところ、件数及び金額はわかりましたが、来年度から購入を希望するのか、それともこのまま賃貸希望するのか、そういうことを意向調査するようには考えてはいないのでしょうか。

議長（橋本憲治君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤正好君） 今賃貸している土地につきまして、次年度以降、購入希望される方の意向調査する考えはないかというお尋ねでございます。これも今協議会で跡

地利用の関係でいろいろご意見をいただいておりますので、その中での状況と言うか、私どもの受けた印象を申し上げますと、特に農地の隣接している地域については、印象としてはなるべく早く地元の方に売却すべきでないかというご意見が多かったように思っております。

そして、ただ駅構内につきましては、いろんなご意見がありますので、これからのものになるかと思いますが、いずれにしても特に農地の区域のところ、あるいは駅構内から外れた部分ですか、そういったところもどれだけ購入される方がいるのか、意向調査は今回の協議会のあとを受けてのことになりますけれども、意向調査ができれば実施してまいりたいなというふうに思っております。

議長（橋本憲治君） 河端芳恵君。

4番（河端芳恵君） 意向調査の中で、購入希望を今すでに何件かあるような話もありますが、この議案書の中で明細があります。その中を見ますと、1筆で大小面積がかなり違っておりまして、小さいところで26㎡、大きいところで1万9,356㎡あります。この1筆の中には路床部分と、それから南北に分かれている側溝部分がありますけど、それはどういうふうな区分になっているのでしょうか。

議長（橋本憲治君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤正好君） この大きい土地、小さい土地いろいろあるのですけれども、基本的に鉄道用地というのは号線単位の地番が付いているというふうにご理解をいただいてもよろしいかと思えます。ただ、駅の構内のほうに行きますと、いろんな河川で分断されていたりとかということで、今まで売買した経過だとかでいろいろ筆数は小さいものもあるということがございます。それで特に面積の小さいところにつきましては、現況が号線用地と交差している部分。それで道路になってない部分については、ちほく高原鉄道の最優良地ということになっていまして、小さいですけれども地番が付いているという状況になっています。そういった意味では、軌道の部分あるいはその横の草が生えている部分だとか、そういったものが分かれているということではなくて、あくまでも大きいスパンで号線単位だとか、そういう単位で筆が分かれているということでご理解をいただきたいと思えます。

議長（橋本憲治君） 河端芳恵君。

4番（河端芳恵君） 路床部分と両側の南北の側溝部分が1筆になっているということですね。そうしましたら、これから購入希望者の方で言いますと、「必ず自分は路床部分までほしい」。南北に土地を持っている方は、一括して購入できるかも知れませんが、かなり線路の南側と北側では希望する面積と言うのですか、ここまでという違いがあると思えます。

それで、売却をする場合はどのような方法で考えていますか。今のまま号線のまま1筆ごとということになりますと、かなり購入者の負担が多くなりますが、分筆などにかんがいの経費がかかるとは思いますが、具体的に現実的に土地を購入したいという希望がある方には、これからどのように対応していくのかお伺いします。

議長（橋本憲治君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤正好君） 今、具体的に売却の方法についてのお尋ねだったので、基本的には売却は決定していないということで、これからの協議会の経過等も

見ながらその上での判断だということで、まず1点押さえていただきたいと思います。

仮に売却するとしましても、今おっしゃいましたように、当然分筆をする必要が出てくると思います。私のほうで聞いている範囲でも、「もし隣の人が全部買われるのだったら困りますから半分までください」とかと、いろんな個別のケースでいろいろこれから出てくるかと思えます。ただ、それはあくまでもまず買う意思があるかどうかと。そして、あと実際に売却をする方針を決めましても、値段によってはそれだったらいらぬという方も中にはいらっしゃるでしょうし、これからのいろんな部分が出てくるのですけれども、ただ言えることは、モザイク状に部分的に町有地が残ってしまうということは、基本的に避けるべきだというふうな理解をしておりますので、もし売却という場合であっても、その区間の全隣接したと言うか、関係者が購入していただけるというような一定程度の条件が必要でなからうかと思えます。これにつきましては、最終的に売却の方針が決まった段階で一定のルールづくりも必要ですし、また議員の皆さんとも協議をさせていただきたいと思えます。

議長（橋本憲治君） 河端芳恵君。

4番（河端芳恵君） 早急に解決できる問題ではないとは思いますが、やはり今まで線路があることによって不便な思いをされている方もいらっしゃいますので、なるべく希望に沿うような形をとっていただきたいと思います。

それと、今まで線路で南北が分断されておりました。特に、町道相内線から町道西23号線までは約700mあるのですが、その間は南北に通り返けできる道路がなかったのです。それでバスに乗るにも、病院へ行くにも、かなり遠回りをしなければいけなかったで、特に高齢者の方たちにとっては大変不便でした。

それでこれからの課題なのですが、せめてその間に南北に通り返けできる自転車あるいは歩行者専用でもよろしいので、道路を付けるということも希望がありますので、そういうことも考えていただきたいと思います。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 銀河線の跡地利用、それから線路も含めて、私がこの協議会の中で、河端議員もおられましたけれども、イエスかノーかというだけの問題ではなくて、非常に感情的で、しかも100年の思い出というふうにとらえていきますと、ある意味では感傷的な部分もあるので非常にメンタルなものごとの進め方、あるいは判断をしていかなければならないというお話をさせていただきました。

例えばレールにつきましては、これも会議の中でも広く多くの町民の皆様のご意見を聞きながらできるだけ早く意見をまとめていきたいということもございまして、先般会議をさせていただきました。結果としては、全線のレールを残すということについては、どなたも賛成する方はいませんでしたし、全部撤去をするという方が17名、1部残すという方が13名という、これもまたきつ抗した状況の中で会議が開催されて、非常に難しさをあの会議の中で出たのではないかと。

しかし、何度もお話していますように、今様々な状況の中から線路を可能な限り早く撤去したほうがいいと言うのは、大体今の近隣も含めた状況でございますので、できるだけ早く部分的に残すとすれば、それはこの間のお話ではどんなに長くても町道相内線から町道西23号までだろうと。短ければ、本当に歩行部分のところを残すという程度のこと

なるのかもしれない。

あるいは、河端議員からもご提案ありましたように、JRでやっています線路を輪切りにして販売する。あるいは、歴史館に残すということも含めて、残すという考え方を参考にしていきながら、今月中に私はできればレールの問題については、結論を出したいというふうに考えておりますのでご理解をいただきたい。

その上で、昨日住民の方からいろんなご意見がございますけれども、駅構内の跡地利用をどうするかということにつきましては、農閑期等の時間もいただきながら最終的にどのような方向で行くかということを決めなければいけない。それは街路樹なのか、またジャムなどの製品にする加工も配慮した方がいいのか、あるいはまた老人福祉施設的なことの用地も考えていかなければならないのかということも含めたことを構内の中で、一定の図面や方向を年度の中で、あるいは遅くても来年度早々には跡地のことについては、近隣町村の状況も見ながらご提案をしていかなければならないだろうというふうに考えてございます。

ただ、そこではっきりさせておかなければならないのは、議員がご指摘のとおり、第一義的に隣接する土地所有者の意向は、何らかの方向で確認をしなければならぬだろうと。畑地として使いたい、あるいは資材置き場にしたいとか、いろんなことが出てきますけれども、私どもとしては今企画財政課長から申しましたように、ノミが食ったような形で部分的な購入だけにしていきますと、あとの管理が大変なことになりますから、その辺ではちょっと心配な面もありますけれども、いずれにしても、沿線の地権者の皆様の意向を何らかの形で把握するというをまず優先していかなければならない。

さらに、はっきりしておりますのは、今議員がご指摘のとおり、南北が鉄道用地によって分断されているということも事実でございますから、これも今町道相内線と道道北見白糠線等がありますけれども、その間とか、あるいは穂波の駅までの間が非常に遠いという意見も私たちのほうにも寄せられておりますので、どこからどこを南北に縦断する道路を設定すべきかということも、あらためてこれは第一義的にご提案をしていかなければならないことだろうということで、企画財政課を中心に内部検討しているところでございますけれども、議員のご指摘のとおり、町民の皆様の意見をいただきながら、可能な限り皆様のご期待に応えるような跡地利用に伝えていきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

議長（橋本憲治君） 河端芳恵君。

4番（河端芳恵君） これはとても難しい問題で、早急に結論は難しいですが、やはり大きな街並みを整備するという観点に立って、これからいろんな意見が出てくると思いますが、あとの世代に「あんなことをして」と言うことがないように、「自分たちはこういうことをそのとき精いっぱい考えて、こういうふうにしたのだ」と説明ができるような形でやっていけたらいいなと思います。

それと、先ほどの情報公開のことなのですが、今回、今までこのような会議はなかったと思いますので、今回の協議会は大変いいことだと思います。ただ、本当に町民の声を聞く姿勢があるのなら、もっと時期的なことだとか、情報量をきちんと伝えていくということ、情報公開を進めて町民の皆さんに判断材料をきちんと提供すべきだと思いますので、今後に向けてよろしく願いいたします。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 最初の答弁でも申し上げましたとおり、可能な限り個人の守秘義務を除く、可能な限りの資料を提供しながら町民の皆様と議論を重ねて、悔いの残さない跡地利用を定めていきたいと、進めていきたいと考えておりますのでご理解をいただきたいと思います。

議長（橋本憲治君） 河端芳恵君。

4番（河端芳恵君） 次に、水道水の安定供給について伺います。

大雨による常呂川の濁水が原因で、北見で三度にわたる断水騒ぎがありました。市民に多大な影響を与え、今まだ多くの問題を残しております。

訓子府町の水道水供給は大丈夫なのか、次の点についてお伺いします。

主水源の水量は十分なのか。

万一、災害などで主水源が使用不能となった場合、代替水源はあるのか。

異常濁水など、緊急事態があった場合の対応システムはどのようになっているのか、伺います。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 水道の安定供給につきましてのご質問を3点にわたっていただきました。

まず、1点目の「主水源の水量というのは十分なのか」ということでございますけれども、本町の上水道の水源は、ご存知のとおり、オロムシ川沿いの湧水1カ所、常呂川沿いの浅井戸2カ所、開盛、駒里、弥生の深井戸3カ所の計6カ所から取水しているところでございます。

昨年度の年間総配水量は、101万2,767?、対前年度比で申しますと3.04%の減少であり、有収水量、すなわちお金になっているという部分でご理解いただきたいと思うのですが、69万2,839? となっております。

昭和49年に開設しました本町の給水人口の7割は大谷水源地。そして、町民の皆様に安定した水道水を供給するために、下水道普及を契機に大谷浄水場の増築、配水池の増設、ポケットパーク配水池の整備など、大規模な機能増強を本町の水道につきましては図ってまいったところでございます。また、漏水防止対策として昨年度配水の流量計を設置し、本年漏水検索業務を実施いたしておりますし、11月にはこの市街地を含めた調査を行う予定でございます。

今後は、漏水箇所の改善を図りながら、限りある水資源の有効活用に努めてまいりますので、ご理解を賜りたいと思います。

2点目の「災害時等の代替水源の確保」についてでございますけれども、大谷水源地は昭和49年開設以来、30数年間にわたり水資源を供給してきてございます。冬の期間でも絶え間なくオーバーフロー現象が続き、整備された配水池のデータ等からは余裕があるというふうに考えられるところでございますけれども、近年各地で多発する地震等によりまして異常事態を想定した場合、今後、施設の耐震化や代替水源の確保など研究をする必要があるというふうに考えておりますのでご理解を賜りたい。

次に、3点目の「緊急事態の対応システム」についてでございますけれども、本町では大谷浄水場をはじめとする各浄水場と配水池の管理データをNTT専用回線で役場庁舎に

設置しております集中監視装置と接続いたしまして、日常の設備保全、事故対策、災害時の緊急対応のために24時間の体制で監視するシステムを運用しているところでございます。異常発生時には、職員所有の携帯電話に警報メールと電話によって、まず第一義的に通報されることとなっております。もちろん、委託業者にも通報されることとなります。

また、大谷浄水場では、原水濁度5度で警報送信、50度を超えますと流入弁を機械的に遮断し浄水場への原水流入が停止するシステムになってございます。

今後におきましても、緊急事態発生に備えた体制、施設整備を検討しますとともに各施設の保守改善を図りながら、町民の皆様にご安心してお届けする所存でございますのでご理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

議長（橋本憲治君） 河端芳恵君。

4番（河端芳恵君） オロムシ川の水源が約70%というお話でしたが、先日水源の湧水、湧き出るところを見てきましたが、辺りは道有林で訓子府石灰工業株式会社の採石場がすぐ近くでした。地震などでよく温泉の湯脈が絶たれて今まで出なくなったとか、そういうことがありますのでどうかと思って伺いました。

道有林の中にありますので、道有林の伐採だとか、訓子府石灰工業株式会社の採掘だとか、そういう関係機関の協力も水源確保に不可欠だと思いますが、どのような形で連携を取っているのか。

それと、もしオロムシ川、大谷の水源が使用不能な場合、ほかにある水源とのバイパス的なことはできるのかということです。

あと、職員に集中管理24時間体制で、緊急時はメールが来るということですが、その職員がきちんと水を停止するとか、取水制限をするとか、そういう権限なり、そういうことができるようになっているのか。

以上を伺います。

議長（橋本憲治君） 水道課長。

水道課長（竹村治実君） ただいま、3点にわたるご質問をいただきました。

まず、道有林または訓子府石灰工業株式会社の採石に伴って、その連携等についてはどうなっているかということのご質問ですが、訓子府石灰工業株式会社につきましては、採石場を広げた場合について、町の水道課と協議を行っております。水道課としましても、今の地盤と言うか、川の底よりも下げない、それよりも掘削しないようにということで申し入れております。

それと、道有林内の伐採については、特に協議した経過はございません。

それと、2点目の大谷の今の水源が地震等によって、何らかの形で水が取れなくなった場合のバイパス的なことについてのご質問でございますが、これについては先ほど町長からも説明しましたとおり、今の段階ではオーバーフローして、量的にも問題がないという形の説明はいたしましたが、現在ではこれに伴っての対策としてのバイパス的なというのは、特に施設的にはございません。これにつきましては、今後の推移等も注視しながら、どういうふうな形で水が例えば地震等のことも含めて、今後考えていかなければならないというふうに思いますので、この点については、今後含めたことでの検討をしてきたというふうにご説明いたします。

それと、職員に対しての警報があつてのメール送信、そして、緊急事態があつた場合については職員から管理職に対して連絡を受けることになっております。連絡を受けて、あとは町長を含めて、大きな問題になればその対応について協議するという形になります。

以上でございます。

議長（橋本憲治君） 河端芳恵君。

4番（河端芳恵君） 水はライフラインの中で最も大切なものですので、今後とも安全な水を安定供給できるようにお願いいたします。

以上で、質問を終わります。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 北見の水道水の安定的な供給の問題で、議員も大変関心を持たれて、本町は大丈夫かという趣旨でのご質問だったというふうに、これを読ませていただきました。

今、建設課長からお話のあつたとおりでございますけれども、1つは木の伐採については、これは道の申請等が必要でございますので、事前に地元町と協議が義務付けられておりますから、その段にあたっては私が水道課長時代に現地を農林商工課長も含めて、あの山林を会社の幹部職員と一緒に歩きながら説明を聞いたことが1つでありますし、その上で約定の中で川底からは下げて、それよりも低く掘って石灰岩を掘削しない。こういう約束になっておりますし、さらにもう1点申しますと、木を切りっ放しではなくて復元をすると。木は、もう今第7鉱までございますけれども、すでに古いところは植林を進めていると言うことでございますから、先般50周年を迎えた訓子府石灰工業株式会社の地域に共に歩む会社の経営方針として、地元に迷惑をかけてはいけないということももちろんでございますけれども、会社としてもそういう努力を行っているということでございますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

同時に、町にある道有林を無断ではさばさ切っていくということにはなりませんので、含めて樹木の安定的な確保と管理によりまして、水の確保は最大限努力していかねばならないというふうに考えてございます。

もちろん議員がご指摘のとおり、地震等があつた場合についての対応でございますけれども、幸いにして本町はそういう地震がなかったというふうに理解していただければいいのではないかと。

しかも、北見の川の水で取水して浄化して、水を安定的に供給している地域ではございません。自然的な条件の中で湧水でございますから湧き水であり、しかもそういう災害がなかったということですから、この地域はそういう点で言いますと、非常に自然災害で申しますと安定的な地域ですから今まではなかったと。しかし、万が一のライフラインと言いましようか、そういったことについては、水の確保等を含めて課長が申したように注意して、さらには対応を将来的な課題として検討していかねばならないというのが、私どもの共通した認識でございます。

いずれにいたしましても、北見市が不幸にして起きた集中豪雨等を含めて、川の汚れが2万何千度ということだったようでございますけれども、私どもは5度で警報が入り、50度で遮断するという状況ということを、職員を含めて24時間体制で努力しているところでございますので、今後も引き続きそれらについては町民生活に被害がないように、最

優先の最前課題ということで私たちの仕事というふうに理解しておりますので、あらためてご理解を賜りたいと思います。

議長（橋本憲治君） 4番、河端芳恵君の質問が終わりました。

ここで午前11時まで休憩いたします。

休憩 午前10時49分

再開 午前11時00分

議長（橋本憲治君） 休憩前に戻り会議を再開いたします。

次は2番、西山由美子君の発言を許します。

2番、西山由美子君。

2番（西山由美子君） 一般質問に入る前に、6月の定例会で私が初めて質問した中で、公園の点検と整備についてですが、危険性を指摘したいずみ公園がその後迅速に点検修理されまして、子どもたちが安心して遊べるようになりました。今後とも万全な定期点検をお願いいたします。

また、保育所の延長時間についても、現在、保護者の就労実態調査がなされているようですので、今後とも継続的になされますようお願い申し上げます。

通告書に従いまして、質問に入りたいと思います。

まず、第4次行政改革大綱について。

訓子府町は、昭和61年の第1次行政改革大綱に始まって、平成9年に第2次、平成13年に第3次行政改革大綱を策定し、今年から平成23年度の5年間は「私たちでできることは私たちで」ということを基本とした協働のまちづくりを目指して第4次行政改革大綱が策定されました。

その中で、菊池新町長の町政がスタートして5ヵ月目に入りました。その大綱に示されている中で、次の3点について町長の現時点での率直な考えを伺います。

1つ目は、市町村合併に対する訓子府町の姿勢及び方針について。

2つ目は、財政難の中での福祉政策のあり方について。

3つ目は、人件費抑制に対する職員の定員及び給与の適正化についてです。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） ただいま「第4次行政改革大綱」につきまして、3点のお尋ねをいただきましたので回答をさせていただきます。

まず、1点目の「市町村合併に対する町の姿勢及び方針」についてでございます。私が就任以来申し上げておりますとおり、「訓子府町の未来は町民の知恵とパワーで決める」という考え方は、今も私自身の信念でもございますし、あくまでも町民の皆様とともに町の将来を決定していきたいと考えているところでございます。現在の状況から判断させていただき、昨日の一般質問でも随所でお答えさせていただきましたけども、当面は「自立の町・訓子府町」を進めながら、国・道・近隣市町村の動きを的確に把握しながら行動してまいることについて今も変わりませんので、よろしくご理解賜りたいと思います。

しかし、私どもの訓子府町のみならず多くの自治体において、少子化や過疎化に伴う人口減少や高齢化が進行しておりまして、今後、あらゆるコミュニティ機能の低下などに

よって、地域活力の衰退が大変懸念されているところでございます。

また、財政面においても産業の担い手不在などによる地域経済への影響に伴う税収入の減や、あるいは地方交付税の減少などによって、これまでの公共サービスをある意味で維持することが大変難しいことは、全国の地方自治体、とりわけ農漁村の第一次産業を主とする自治体の状況はどこの町も同じ状況であることについては、変わりはないということでございますので、今後もある意味では従来の地方自治の考え方では、様々な地域課題を解決するというのも、一定の限界やハードルが非常に高くなってきているということも、実態として私はそう理解せざるを得ないというふうに認識しているところでございます。

このような中で、この6月に第4次訓子府町行政改革大綱を議員の皆様にご公表いたしまして、改めて新しい第3次に比べて第4次は協働のまちづくりを基本としたいということを行行政改革の方針として、方向性をお示ししたとおりでございますし、当面は「自立」によるまちづくりを基本に町民の皆様、とりわけ町内会や各経済団体・各種機関・各種住民団体など、町内の様々な主体的な活動と連携しながら協力し、地域課題を自ら解決したり、あるいは公的サービスを担うといったいわゆる地域全体の「自治力」を高めていかなければならない。ある意味では本来あるべき住民自治の確立を住民の皆様の中で、中心の中で一緒に協議しながら進めていかなければならない状況であることもまたご理解を賜りたく存じます。

次に、2点目の「財政難の中での福祉政策のあり方」についてでありますけれども、福祉政策はもちろんでございますけれども、心豊かな地域社会を築く上で、福祉と両輪で教育も非常に重要な政策分野であることは言うまでもございません。危機的とも言える厳しい財政状況ではございますけれども、福祉並びに教育政策には今後とも十分に配慮しながら進めていきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

次に、3点目の「人件費抑制に対する職員の定員及び給与の適正化」についてでございます。第4次訓子府町行政改革大綱では、職員の定員管理につきましては、「社会経済情勢の変化等を踏まえ、対応すべき行政需要の範囲、施策の内容及び手法を見直しながら適正な管理を推進する」というふうな文言で述べてございます。職員給与につきましては、業務の性格や内容を踏まえて、町民の理解が得られるよう引き続き適正化に努めてまいりたいと考えているところでございます。

町職員の定数につきましては、現在、私どもの条例で規定されております定数、人数につきましては合計で121名でございます。現在の職員数は本年4月1日現在で、これは消防職員を除いてというふうにご理解いただきたいと思うのですが、90名となっております。その点で申しますと、定数条例で言っている121名の90名ですから、すでに31名の減になっているという状況でございます。

町の多種多様な事務事業を推進する上で、業務に見合う必要最小限の人員は、今後も確保していかなければなりませんし、また、将来の職員の年齢構成等を考慮していきますと、今のままでいいかという議論も当然出てまいりますし、今後適正な定員管理に努めてまいりたいと考えているところでございます。

また、給与の適正化につきましては、その指針となるべきものが、国家公務員の給料を100として比較するラスパイレス指数というのがございます。かつて、地方自治体の給与につきましては、100を超えるというのは大変国家公務員に比較して大変高いという

ご指摘もあったようでございますけども、現状では今100を超える自治体というのは本当に少なくなってまいりましたけども、国が指導する国家公務員の給料を100とするラスパイレス指数と比較して、私どもの町は現在98.9ということでございますので、北海道網走支庁のヒアリング等の行政的な指導におきましても、特に問題はないという助言をいただいておりますので、今後も近隣等の状況も把握しながら引き続き給与の適正化に努めていきたいと考えておりますので、この件につきましてもご理解を賜りたいと思えます。

議長（橋本憲治君） 西山由美子君。

2番（西山由美子君） 新体制がスタートして早くも5ヵ月が過ぎるところであります。5ヵ月と言いますとヒヨコは立派な鶏になり、雌は卵を産み始め雄は雄叫びし出します。その点、私は5ヵ月経っても道に迷ってさまようばかりで、今ほしいのはしっかりとした道しるべです。リーダーとしての町長の5ヵ月は行事とかで大変多忙だったとは思いますが、行政マンとしての実績があるわけですから体制を整え、方向性を見出すには十分な期間だったのではないのでしょうか。

そこで、前町長の体制の中で策定されたであろう第4次行政改革大綱に、菊池町長の道しるべがどうプラスされ生かされるのかを私はぜひ伺いたかったので質問にさせていただきました。

1つ目の市町村合併についてですが、昨日の佐藤議員の質問の中でも答えられたように、合併か否かではなく、町民自ら自立を目指すことが大切だとおっしゃいました。私もそう思います。

平成の大合併以来、3,232あった市町村が平成18年度には1,820となり、北海道は合併率が低いほうでもそれでも212から180と減りました。この7年間で町は約60%、村は約65%減り、市は16%増えていったそうです。国は、平成22年度までにはさらに1,000程度にするための合併を推進していくようです。このように明治22年の大合併から1世紀あまりで70分の1まで減らした国はないそうです。

今、私たちの国は大きな変わり目にあるのかもかもしれません。そこで私たちの町のような小さな自治体はどうすべきなのか。自立するとしたら、小さくても強い自治体を目指さなければ成り立ちません。ピンチをチャンスに変えるには、独自の知恵と工夫が必要です。

ここで今の説明にありましたけれども、再度町長にお聞きしたいことがあります。2年前の置戸町との合併破綻がありますが、これは何が原因だったと思われますか。

私はその頃、一町民としてその合併の推移がとても理解できませんでした。住民にちゃんと理解されないまま住民投票をした場合は、大半の人は「反対」と書くと思います。それは行政に対する不安とか、不信感が募るからです。住民が必要と感じて納得した合併はメリットが多いと思いますが、上から押しつけられた合併はデメリットが多くなると思います。その辺の訓子府町としての反省が、きちんとなされていたのかどうかを伺いたいと思います。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 今、私が町政を担う状況になりまして、5ヵ月になるろうとしているという状況の中で、訓子府町の未来はどうあらねばならないのかと。

さらには、私自身がその未来に向けてどのように歩もうとしているのか。

そして、さらには過去に戻りますけれども、本町が置戸町と平成16年3月6日に任意合併協議会を設立以来、そして、平成17年3月25日に合併協議会を廃止し、置戸町との合併を断念した原因・理由は一体何なのかという、大変ある意味では行政にとって襟を正さなければならないご質問をいただきました。これは行政的に総括をしたのかという点で申しますと、私自身の行政的な内部議論も含めてという点で申しますと、まだまだ不十分だったのかもしれないので、その点で言うと私自身が感じているということを含めてご理解をいただきたいと思います。

まず、1点目のこれからの未来をどうしていくのかということでございます。私は昨日MVPの話をさせていただきました。すなわち、自治体としての役割は一体何なのかと。まさにミッションであります。それは地方自治体が、私は町政執行方針で申し上げましたように、憲法や地方自治法に基づく自治体の地方自治の本旨とは何かということで述べたつもりでございますけれども、どのような状況であっても福祉優先の住民の暮らしと福祉を守り発展させるということの原則を抜きにして地方自治の姿がないのだというお話をさせていただきましたし、私どもが進めている行政の事務の中でもそのことは微動だもしないことではないかなというふうに思っております。その点で言いますと、お金がないということ、財政的に厳しいということと、自立か合併すべきかという議論は私は違うというふうに基本的には考えています。その証拠に、より身近に住民の暮らしや福祉を支援していくという施策は小さくても考えている自治体はたくさんございます。

今、国は1,000の自治体を目指すと言ってきましたけれども、しかし、1,800まだあります。経済団体は300という数字を上げておりますけれども、果たしてそのことは本当にいいのか。この点で言いますと、私は個人的には可能な限り、訓子府町民が訓子府の現在と未来を決めるという点で言うと、自立すべきだという考え方に立っております。しかし、財政の問題はやはり切り離して考えることはできないと。

財政状況につきましては、何度かお話をしましたけれども、大変厳しい状況にあると。その中で、町民の皆様がある意味では福祉政策、福祉行政そのものが町民生活に支障をきたすようではないということでもあります。さらに、そのためにはいろいろな選択肢があるのではないのかと。私は、ですから1年は財政を分析させていただきます。そして、行政が少なくともやらなければならないこと。どんな状況であってもやらなければならないこと。そして、また住民がこれだけはやっていただかなければならないということも含めた業務の見直し等も含めて、あらためて平成20年度から町民の皆様と町の将来を議論する資料を私たちは提供していくという責任があるというふうに考えています。その上で、町の将来はまちづくり基本条例も含めて、町民の皆様と一緒に決めていくということの手はずを今順次進めていることとさせていただきますので、いずれにいたしましても、行政はとはいながらも休むことはできませんので、私は物を建てたり造るということは当分はちょっと抑えながらも、やらなければならないことは最低限やっていくということで、業務を職員とともに歩んでいるつもりでございますので、あらためて私はその町の将来を、私自身は個人的な見解として、フランスがそうであるように、ヨーロッパがそうであるように、例え1,000人の自治体であっても自立すべきだと思いますけれども、しかし、町民の福祉生活に支障があったり、これ以上立ち行かないという状況であれば、町民の総意で町の将来を決めようという基本的なスタンスでございます。

長くなりましたからあれですけども、置戸町との合併が民意を反映していたのかと。その点で申しますと、任意協議会からはじまって合併協議会の廃止に至るまで、これはアンケートの結果と、そして、また行政が進めようとしていた関係のギャップが私はかなりあったのではないかと。そういう点で言いますと、行政に対する不信も当然認めざるを得ないと。とすれば、そうした轍を二度と踏まないように、できる限り町民の皆様のご意見をいただきながら、町の将来をもちろん行政はリーダーシップを発揮しなければなりませんけれども、皆様とともに進めていくという基本原則に立ち返って、今後考えていくというのが私自身の考え方でございますので、ご理解をいただきたいと思います。

議長（橋本憲治君） 西山由美子君。

2番（西山由美子君） 今、やっと迷い道にいた私も少し道しるべをいただきました。

そのやるやらないとは別に、町長自身が自立をどういうふうに考えているのかという、そういう強い信念のようなものが、やっぱり私も含めて町民にとっても大切なことなのではないかと思います。今後の行く末を希望を持って見守っていきたいと思います。

次の福祉とか、職員の給与面でもつながっていく問題ではありますが、今福祉政策、「福祉」という言葉を口にただけで四方から「予算がないぞ」という声が飛んできそうなくらい、福祉がもしかしたらのけ者にされてしまうような雰囲気があります。でも、福祉なくして行政は語れないではないか。それは、住民の暮らしを守る大切なものだからです。福祉行政の充実が町民の笑顔と正比例すると思えます。道路とか建物が立派でも、住民が泣いて暮らしていたのでは何の意味もありません。

訓子府町においても、少子高齢化に伴い人口減少が避けがたい現在、限られた予算の中で福祉サービスの水準をいかに維持していくかが大きな課題だと思います。もう新しい施設はいらぬと思います。空いた施設をいかに利用・転用するか、その工夫と知恵が必要です。

私、ちょっと浅はかだとは思いますが、3つぐらい提案したいのですが、1つは町長のマニフェストにもあったと思いますが、今高齢者の方々が1人で暮らしている方、2人で暮らしているも自ずと1人で暮らすことになっていくと思うのですが、その方たちが一番求めているのは、体はまだ元気だけれども、何が必要かということ人なのです。人との接触なのです。会話が1人で暮らしていると1日中テレビの前に座って、本当に会話がなくて。これは私の母親もそうでした、仏壇の前でブツブツと会話という会話をしているのが関の山で、やっぱり人を求めているというのが現状だと思うのです。

それで、若者はよくたまり場と言いますが、高齢者の方も気楽にお茶を飲みながらお菓子を持って、お漬物を持って、近所のお年寄りとお話できるような、そんな立派じゃなくていいのです。空いている施設をそういう活用をできないかどうか、もう少し踏み込んで検討していただきたいなと思えます。

あと子育て支援の1つなのですが、子どもを育てているとお分かりになると思うのですが、外に向けての施設というのはたくさんあります。お金をかければ晴れた日でも、車に乗ってどこかへ出かければ遊園地なり、いろんな施設があると思うのです。ただ、お金がない、それからあまり時間もない、例えば天気が悪いとか、そういうときに屋内で子どもたちが遊べる施設というのが本当はないのです。どこへ連れて行ったらいいか考えた場合、今ようやく北見市に「木のプラザ」の中に子どもたちが木のおもちゃと遊ぶ施設がや

っとできまして、そこが唯一の施設です。あとは、もうほとんどゲームセンターか、ゲームと一緒にあるようなところしかありません。東急の屋上ももう今年なくなりますし、そういう意味でまだちょっと発想としては段階が浅いのですが、訓子府町で例えば保育園とかを利用して、近隣の市町村からも子ども連れが気楽に遊べるような屋内施設ができないかなとずっと考えていて、保育園を閉鎖したら、たぶんおもちゃとかいっぱい残っているのではないかと思うのです。そこで親子とも雨降った日でも遊べるような、そういうことをちょっと考えています。

あと、これは本当に笑われるかもしれませんが、私たち一般人がお父さんとかお母さんの収入が少なくなったときにまず何をするかというと、家計の見直しをしようと思うのです。どこに無駄なお金をかけてないかとか、食費はもっと削れないかとか、そして、将来的にお父さんの給料も上がらないし不安だと思うと、お母さんはきっとその切り詰めた中から少しずつ貯蓄をしていくと思うのです。

今、訓子府町をそういうふうな例えたとするならば、町民皆で預金をしよう。それは、例えば「町民福祉預金」として仮定したとします。1つルールがあるのですが、町民なら誰でもできる。100円から上は上限なくできるということ。あとは訓子府町をふるさととする人でも賛同してもらえればできるということ。それから、大事なルールは誰がいくらを預金、寄付になるかもしれませんが、預金と私は思いたいのですが、預金したことは一切公表しないということ。これは普通の町民からの寄付とは違うということなのです。それで、もし誰かが「俺は町民口座にこんなに寄付したんだぞ」という人がいたら、それは偽物だと。そういうふうな判断するぐらい、みんなの1つのルールを決めて、そして、まず大事なものは、毎月その訓子府町の福祉預金の残高はきちっと公表すること。そうやって長期的に貯まっていた中で、それは絶対福祉しか使えないというふうな考えて、もしある程度貯まったときに、必要なところに使おうとする場合は、町長や福祉保健課長の判断で、あと議会で議決していくということはどうかなと思って考えてみました。とにかく、私の小さな頭ではまだまだアイデアはこんなものしかないのですが、その前に今私が言ったことについて町長のご意見を伺います。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 今、3つほどアイデアが出てまいりました。そして、ご提案もいただきました。

私は、もう1つご理解をいただかなければならない。それは行政改革のプランに基づいて先ほども答弁させていただきましたけれども、前町長からずっと引き継いで様々な行政改革をさせていただいておりますし、そのこと自体は決して間違いでもありませんし、無駄を省いていく効率的な行政運営をするという点では、誰にも否定するものではございませんし、私も受け継いでいかなければならないことだと思います。

今、平成16年5月に私どもの町で言いますと、9課2室33係、役場の一般です。9課2室33係、すなわち11課があって33係があった状況が今6課になっている。そして、係で言いますと30係ということが今の状況でございますし、先ほど申しましたように、121名の定数でございますけれども、実際には今90名でございます。定数条例からしても、おそらく31名の減を図られておりますし、その点で言うと何人が適正なのか。これはあまり国の基準等はございませんけれども、この行政改革プランの中では、平成

21年には大よそ95名の職員をもって充てるという目標だというふうにプランを立ててございます。しかし、これはすでにもう達成している状況でございますから、現有の90名の職員に相当の無理がかかっているというのも事実として、私は町長として理解をしていかなければならないというふうに考えているところでございますから、若い職員がいないという職場はやっぱりだめだと私は思っています。大変厳しいですけども、来年の春には1名から2名の一般事務職員を配置させていただこうというふうに考えてございます。やっぱり土のう積みを中心として任せられるような職員がいるということも元気のしるしだというふうに私は考えておりますので、時間の関係上あまり行革については説明できませんでしたが、この辺につきましてもご理解をいただきたいと思っております。

さて、私は福祉そのものは可能な限り守っていききたいし、さら発展させていきたい。しかし、状況は厳しいと。今、現有の前年度予算を守るだけでもこれは大変です。しかし、何とか福祉の水準を下げないで、皆様のご理解をいただきながら行政を運営していきたい。さらには、新しい提案もさせていただいています。その中には、すべての人が住み慣れた訓子府に住み続けるまちづくりを何とか実現したいということは何度も職員にも話しておりますし、とりわけ佐藤課長を中心とする福祉保健課にも指示をいたしてございます。その点で言うと、今介護保険や様々な医療保険がこれからいろんな一般質問の中でも出てまいりますけども、若葉町等のモデル地域も含めて、会話やあるいはそこで交流するというところのある意味での今はまだモデルケースでございますけれども、そういった努力を少しずつボランティアさんの力も借りながら広めていかなければならない。もちろん何度も出ていますように、足の確保も当然でございますけれども、その点で言うと高齢者福祉については、会話ボランティア等も含めたことも視野の中に入っていますし、先般の敬老祭の中で申し上げましたけれども、移動のことで初めて末広の方が車いすで敬老祭に参加していただきました。こういったことも、もっともっと広げていきたい。できるだけお金をかけなくても、やれることは何とか職員の知恵と力でやっていきたいということが、1点目でございます。

2点目は、「木のプラザ」のお話をさせていただきました。

これは、子育て支援センターをどうしていくのかという河端議員からも前回の定例議会で質問がありましたけども、これら含めて非常に難しい難度の高い問題だと思いますけれども、「オホーツク木のプラザ」も私たちもお金を出しながら運営している施設でございます。あれは北見の施設ではございませんので、その点もご理解をいただくということも含めて、今後、地域でそういう場所を確保できるように努力をしていかなければならない。

最後に、この町民預金の問題であります。これにつきましても、私はふるさと思いやり資金ということで、これも政策の中で上げさせていただきました。いろいろな難題や課題がありますけれども、いろいろな方が浄財と言ったら失礼ですけども、基金を訓子府町のために、あるいは福祉目的のために使用する基金を何とかつくっていききたいということで、これも実現可能な努力を、あるいは検討を企画財政課に指示しているところでございますので、あわせて皆様方の様々なご意見や提案をいただきながら町政を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

議長（橋本憲治君） 西山由美子君。

2番（西山由美子君） 「木のプラザ」が、訓子府町からも出資しているということ

初めて知りまして、よくわかりました。

それでは次、職員の給与体制についてなのですが、今全国的に公務員の方の給与については、いろんな問題が指摘されています。「高い高い」と言われても、私も平均給与を出されますけども、よくわかりません。さっき町長のほうからラスパイレス指数についてお話がありましたが、98.9という数値が標準なのか、私も少し調べてみましたがまだまだ下もいらっしやいます。80台もありますので、今後、抑制に対して努力をさせていただきたいなと思います。

それで、こういう考え方もあるのです。「職員は、町長の制作スタッフであり、プロであるということ。つまり地域のリーダー職であるか、職員は政策の立案や執行に腕を振るい、専門家として雇われているのだと。その仕事の成果、業績に対して支払われるのが月給であり、身分保障ではなくて労働の対価であると。能力主義を徹底し、経験者採用を増やし、仕事のできる者のみが継続的に雇用されていくという戦略的な改革が今必要ではないか」と。

きっと町民の皆さん、なぜ私がこの質問をしたかと言いますと、町民の皆さんも訓子府町の財政が困難だということはもうほとんどの方がわかってらっしゃって、「大変なんだよね」と。そのあとに、「でも、町職員の給与があるじゃない」という声が多く聞かれるのです。そこに手を付けないと、町民の方が納得してくださらない。そういう現状を知りまして、とても言いづらかったのですが、あえて問題にしてみました。

それで、今7月から訓子府町は業務監という立場の方を4名増やされましたが、これは課長職と同等というふうに伺いましたが、これによる人件費が増えるということはないのでしょうか。伺います。

議長（橋本憲治君） 総務課長。

総務課長（山田日出夫君） 4名の業務監を新たに配置させていただいたのですが、全員課長補佐からの昇格になります。今、ご指摘のありましたように、課長相当職でございますので、給与体系的には私ども課長職と給与的には同じである。年齢とかによって、もちろん違いますけども、そういった点では管理職手当が2%増えたとか、給料が若干昇給したということはありませんけども、今ねらいとしている業務監を配置したねらい、町長のほうからお答えいただくのが本当かもしれませんが、我々はこのように理解しております。非常に少ない人数で、仕事の内容は決して減っておりません。新たな行政のニーズとか、いろいろな仕事に対して安定的に仕事を進めていく、そのねらいの一環として配置されたと理解しております。若干の経費増とそのねらいのバランスの中で、当然職員である我々もそのねらいに向かって、成果を出していかなければならないと思っていますので、努力しますしご理解をいただきたいと思います。

議長（橋本憲治君） 西山由美子君。

2番（西山由美子君） よくわかりました。

今、副町長がいないうちの体制ですので、仕事の内容は私が口を出すことではありませんのでがんばってほしいと思いますが、やはりこちらにいらっしゃる課長職の方が、やっぱりその給料の全体を上げているということですので、今後、とても言いづらいたのですが、一般職員は別としても課長職の方、少し抑制に協力していただけるようお願いしたいと思います。と言うのは、人の給料を人に言われてどうのこうのよりも、やっぱり自分たち

が一番よくわかっていらっしゃると思うので、町全体の財政を考える中で、今後具体的にどのように削減に向かっていくのか、ちょっと町長にお伺いします。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 私は、30名の職員の不補充を現状に至っているという話をさせていただきました。もちろん副町長を置かない、私の給料を下げたことによる年間の給料と言いますと2,000万円違いますから、さらに職員を減らしたことによって、おそらく億単位のマイナスになっているということを言えるのではないかと。

これはある意味での人件費の抑制でありますから、職員の給料を下げるということもそうでございますけれども、職員を採用しなかったことが、ある意味では給与の人件費の抑制につながってきているということもお認めいただきたい。

例えば、「合併をしない町宣言」をした矢祭町です。人口的には私の町より多いわけですが、職員の目立つところの数字を50名としています。職員は何をするかと言いますと、ほとんどは臨職や民間に任せてしまって、管理・監督を50名の職員でやるという方向で進もうとしております。そのことが本当にいいのかという、住民の暮らしや生活や命を守るというのは、まさに公務員たる、災害が起きたときの被害者でありながらも、町民の安全を守るために命を懸ける職員の数がそれでいいかという議論はこれからしていかなければならないというふうに私は思います。その上に立って、私はさっき言いましたように、若い職員を補充していくという時期にもう来ていますということであります。

しかし、一方では西山議員がおっしゃるように、菊池町長になったら給料を2割下げるとはならないだろうかとか、いろいろなお話もありました。西山議員と言うよりも一般的に、そのことがいいかどうかということは、また別の議論だと。

財政状況が今こういう中で、職員の給料が国の指数や北海道の助言から見ても問題はないけれども、今ご指摘のとおりラスパイレス指数が98.9。総体的な財政の厳しい状況の中で、今一度人件費の見直しの時期を考えていく必要があるのではないかとということで、私はそのように受け止めていきたい。

当然、昨日もお話をさせていただきましたけれども、あらためて議員の皆様とは町の予算や財政全体の中での議論をさせていただかないと、職員の人件費のみを下げる上げるというだけの議論だけで私は済まないということがありますので、そして、しかも長年にわたって議会で承認をいただいた職員の給料でございますから、そうは簡単に下げますとか上げますという話にはなりませんので、今後、誠実に職員の期待に応えられる、あるいは問題点やどういうことなのかという疑問に応えていけるような人件費のありようについて、また、今後検討してまいりたいと思いますのでご理解を賜りたいと思います。

議長（橋本憲治君） 西山由美子君。

2番（西山由美子君） わかりました。

私も公務員の家庭に生まれ育ったので、その状況は少し分かるのですが、50年前の公務員は大変給料が安かったので、ただ、そのあと高度成長ともいってどんどん上がっていったことで、経済の変調もありますから、一般の国民とかなり格差が生じたということは現実ですので、その点を認識されて、今後の政策に図ってほしいと思います。

次の質問に移りたいと思います。

次は、万全なる災害対策と町の安全を守る消防団の位置付けです。

今、世界中で天変地異による自然災害が起きています。例えば、本町に中越地震のような大地震が起きたと想定します。

次の5点について伺います。

1つ目、緊急災害対策網はどのように作られるのか。

2つ目、障がい者や高齢者等の救済はどうなるのか。また、リストは作られているのか。

3つ目、避難所への誘導はどうするのか。また、最低限の備蓄品は用意してあるのだろうか。

4つ目、町民を対象にした災害訓練は定期的に行われているのか。

5つ目、災害時に活躍する消防団員は全国的に減少しているが、訓子府町における団員確保の対策は町として考えているのか。

以上の5つをお尋ねします。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 時間の関係もありますので、簡潔に述べさせていただきたいと思えます。

「万全なる災害対策と消防団の位置付け」について、5点にわたってお尋ねがございました。

まず、1点目でございます。「緊急災害対策網」についてでございますけれども、冒頭にご理解をいただきたいのは、北見地方は全国的にも大変大きな地震の発生する可能性が大変低いという状況でございます。ゆれの度合いも比較的小さい地域であるという学問的なデータがあることと、総合的に言えば、中越地震と同規模の地震をこの地域で想定することはかなり難しいと言いましょ、低いということもあろうと考えているところでございます。

しかし、万が一大きな地震が発生した場合には、町防災計画に基づき、それぞれ定めた分担により活動することになります。

このとき、対策本部と消防支署・消防団は連絡を密にして、人命尊重を第1の目標に対策を講じることとなります。また、住民自治組織やボランティア組織との連携も不可欠でありますし、これら関係組織との連携を重視し、円滑な活動を確保するためにも、情報管理や連絡網の確立が基本となると思えますので、各種訓練等を通じながら体制の整備に努めてまいりたい。

次に、「障がい者等の救済等」でございます。

災害が発生した場合、住民が速やかに安全な場所に避難することが最重要と考えますが、障がいのある方や高齢者につきましては、自力で避難することが困難な場合も多いということでございますし、地域の方々の協力が不可欠です。隣近所をはじめ、町内会、実践会、民生委員、ボランティアなどの皆様のご協力をいただきながら想定されますので、今後の対応につきましてはより具体的にしていかなければならないと考えているところでございます。

またリストにつきましては、身体障害者手帳の交付台帳などは整備しておりますけれども、災害の種類や規模によって支援を必要とする対象者が変わってくることもありますので、予想される災害に対応できるリストの整備に今後も努めてまいります。

3点目で、「避難場所への誘導、最低限の備蓄」についてのご質問でございますけれども、

避難の誘導につきましては、対策本部が関係機関や町民の皆様の協力を得ながら、地域ごとに定められた避難施設や安全と思われる場所に誘導することとなります。

災害の規模によっては、避難が長引くことも予想されますし、その場合、食料や生活物資等の手配や配給が必要になりますけれども、前述したように想定する地震の規模などから防災資材以外は、備蓄していないというのが本町の現状でございます。

避難所の開設や食料の受給・供給などにつきまして、「災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」というのがございまして、自治体間や民間企業の協力を得ることも視野に入れておりまして、また、先進地の事例も参考にしながら計画や備蓄量につきましても、今後検討を進めてまいりたいと考えております。

4点目の「町民参加による防災訓練」でございますけれども、防災訓練につきましては、隔年で消防の指導・協力をいただきながら町民の皆様と一緒に実施いたしているところでございますけれども、昨年度、はじめて日出・大谷地区を対象に常呂川の氾濫を想定して、居武士小学校グラウンドを会場に地域住民及び同校の教員・児童の避難訓練と消防団員・支署職員・町職員による土のう積みの水防訓練を行わせていただきました。

過去には、市街地大火などを想定した避難訓練を町民の皆様の参加も得て実施してきた経緯もございます。

今後の防災訓練につきましては、防災の意識を深めていくためにも、引き続き幅広い参加を求めてまいりたいと考えております。

5点目ですけれども、「消防団員の確保」についてでございます。

全国的に、消防団員がピーク時の209万人から90万人まで減少し続けているということはご存知のとおりでございますけれども、団員の加齢も進み消防団活動への影響が心配されているところでございます。

本町消防団員105人の定数に対して92人の団員の皆様が入団されご尽力いただいておりますけれども、充足率で申しますと90%を切っているという状況でございます。

平成13年度から消防団が新入団員確保のためプロジェクトチームを編成し、実践会地区にも募集を広げて現在まで32の方が入団され、それなりの成果を上げているところでございます。

町としても、消防団の定数確保を基本とし、団が活動しやすい環境を維持するため、各種予算の確保などに引き続き努めてまいりたいと存じますので、ご理解を賜りたいと思っております。

議長（橋本憲治君） 西山由美子君。

2番（西山由美子君） 時間もあまりありませんので、ここで5番目の消防団についてちょっとお伺いしたいと思います。

私も、消防議員となって5ヵ月が経つわけですので、今まで消防のことが情報として入ってきまして、ほとんど上のそらで消防団のことあまりわかりません。それで今回、意識を持って調べてみました。

今年、訓子府消防団は公設90周年にあたりまして、昨日も記念式典が行われたわけですが、一応数字の上では定数近く消防団員が構成されています。でも、その半数以上が農家団員で、時間帯の関係からも訓練にもなかなか出られず、消火活動も決まった人数しか実務できないのが現状です。今、そういう意味で減少傾向というのは、全国的なものです。

から5、6年前から国から公務員の消防団への入団促進について通知が町長のところに来ていていると思います。わが町の役場職員の入団について、町長の考えをお伺いしたいと思います。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 先般も消防団の責任者の方から、役場職員を消防団員としてできないかというお話を1つはいただきました。それから、消防団員の増員についての考え方を何とかしてほしいということも含めてご意見をいただきました。

1点目の職員の消防団等につきましては、先ほど申しましたように、90名の職員でございます。しかも、その職員でもある意味では60歳に近い50歳代を除いたりなんかしますと、実質的には非常に50名を切るような状況というのは今現実的でございます。

これは火事、火災に伴わず、地震等がございましたときに、町職員は消防職員とはまた異なる安全の様々な業務がございますから、含めてきますと、例えば消防団員に町の一般職員が、希望者は除いてそれを発令するという点については、今しばらく慎重な対応が、これは全国・全道でも非常に少ないのですけども、検討が必要であろうと。お時間をいただきたいということを言わせていただいておりますし、その考え方は変わりません。

それから団員の増につきましては、プロジェクトチームをつくって30数名のご努力をされているという状況でございますけれども、あらためて地域自治会組織も含めた消防団の位置付け等も考えていかなければならないのではないだろうか。この今ぐらいの状況でございますので、具体的な詰め等はしておりませんので、ここのところは将来的な課題としてご理解をいただきたいと思えます。

議長（橋本憲治君） 西山由美子君。

2番（西山由美子君） 全道で地方公務員が消防団員として活動しているのは、422名います。網走管内で活動しているのは、14名です。遠軽町丸瀬布が2名、北見市常呂町が3名、遠軽町白滝が5名、北見市が1名、網走市3名。それで、これは地方公務員と申しましたが、例えば郵便局の方とか、あと農協職員の方とか、特殊な公務員、そういう人たちもまたその別にいらっしゃるのですが、もちろん緊急災害時には町職員の方も、消防とか何とか言ってもらえない。全部出動しなければいけません。私1つ今回で気付いたことは、初めて演習を来賓として最初から最後まで見ていたのですが、最初は何でこんな軍隊みたいなことが必要なのだろうか、敬礼とか、整列とか、行進とかとそう思っていたのです。お話を伺っているときに、緊急事態になると、どんな人間もパニックになる。そのときに救援活動したり、例えば消火活動をしなければいけない人間は、パニックになったら命令がどこからどこに伝わるかもわからなくなってしまう。そのときにやっぱり上の者から下の者に的確な命令を出すということが、日々の訓練の中で養われるのだということ学びました。ですから、先だって土のう積みでも、消防団と職員の方ではかなりの差があったという話もありますが、年齢構成はもう職員の方も消防団の方も大分中高齢と言うのか、年齢が上がってきていますから、あとはやっぱりその訓練だと思えます。

役場職員の方で希望者がもしいらっしゃれば、その訓練に参加していれば、職員の方にその訓練で得たことを伝えたり、それからやっぱり急時のときに役に立つのではないかと思えます。

本当に今のところ、この地方は本当に台風が来てもそれてしまうし、緊急災害は本当に

少ないですけれども、でも、これから地球がどんどん変わっていくと何が起こるかわかりません。

国民保護法という、この間、冊子もいただきましたけれども、ああいう本当はあってはほしくないような事態も絶対起きないとは言えないと思うのです。だから、その緊急事態に冷静に対応できる体制がいつでもつくってあれば、町民は安心できるのかなと思います。その国民保護法に向けても、今後どういうふうに対応していくか、最後にお尋ねしたいと思います。

議長（橋本憲治君） 総務課長。

総務課長（山田日出夫君） 国民保護法の関係でございますけども、基本的には災害救助の防災計画の基本に沿った形で策定されております。そういう意味では、議員が今いみじくもご指摘されたように、災害と国民保護の実際の行政としての対応については、非常に類似したものがございますので、防災計画、災害の支援と合わせて、また国民保護というものはいかなるものかということが、まだまだ住民の皆さんに伝わっていない面も認識してございますので、防災と合わせて国民保護のほうも周知、または研究も合わせて行ってまいりたいと思いますので、ご理解をお願いしたいと思います。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 私は、西山議員の質問書を見て、私が町長に就任したときに、中越大地震の起きた新潟県の小千谷市の関市長の部下から送られてきたお祝いの1冊の本を読ませていただきました。あらためて、この「中越大地震の自治体の叫び」という関さんの書いた本を読んで思い起こしたところでございますけれども、その中越大地震を想定しながら本町の防災計画や、あるいはこの国民保護法案の出されたような体制、さらにはこの防水マップ等を比較して、うちの町なら中越のようなことが起きたら一体どうなるのかという大変恐ろしい想定をさせていただきましたけども、今総務課長が申したように、果たしてこれで対応できるかという点で言いますと、起きてみなければわからないという部分もかなりありますし、その点で言うと、1市町村の災害対策本部で、これらの大地震にすべてに対応するということはまさに不可能だと。不可能けれども、いずれにしても人命の救助であり、臨機応変な住民への対応が求められるということはもう誰もが認めるところでございますので、あらためて私はそういう具体的なマニュアル等、そして、それに基づく職員。職員は、災害時でも死亡届や出生届を受けなければならないということも含めて、本当に多種多様な作業があるということも認識することができました。近々でございますけれども、6月22日の災害以来、消防団ももちろんございまして、「防災に関する初動マニュアル風水害編」というのを職員が作ってくれました。瞬時に対応できるような、少なくとも職員が一斉にパトロールに出て動けるような状況のマニュアルも作ったりしながら、これらの災害に可能な限り住民の安全を確保するために役場をあげて努力してまいりますので、ご理解をいただきたいと思います。

議長（橋本憲治君） 2番、西山由美子君。

2番（西山由美子君） 以上で、私の一般質問は終わりたいと思います。

ありがとうございます。

議長（橋本憲治君） 西山由美子君の質問が終わりました。

ここで昼食のために休憩をしたいと思います。午後1時から行いますのでご参集願いま

す。

休憩 午後 12 時 00 分

再開 午後 1 時 00 分

議長（橋本憲治君） それでは定刻になりました。

休憩をとき会議を継続いたします。

次は 5 番、工藤弘喜君の発言を許します。

5 番、工藤弘喜君。

5 番（工藤弘喜君） これから一般質問の通告書に従いまして、大きな項目では 2 点なのですけれども、順次質問あるいは所見を伺っていきたいと考えております。

はじめに、後期高齢者医療制度について、質問をいたします。

この後期高齢者医療制度ということなのですが、これについては昨年 6 月にいわゆる医療制度改革関連法案というものが国会で審議されて、これは最終的には強行採決のような形になったのですけれども、いわゆる 15 ほどの関連法案があって、その中の 1 つがいわゆる後期高齢者医療制度というもののとらえ方だと思うのです。これについて、基本的には全体としては、国が医療費の抑制をどう構造的に進めるのかという法律だとは思いますが、いわゆる医療費と言うよりも医療給付費と言うか、そういう公的、いわゆる保険でかかるお金をどう削減していくかということが大きなねらいでつくられたのかなというふうに理解をしております。

こういう観点から質問項目に上げておりますように、いわゆる来年 4 月から 75 歳以上の高齢者は、そして、ここではちょっと書いておりませんが、65 歳から 74 歳までの障害認定 1 級から 3 級でしたか、その認定されている人も後期高齢者医療制度の中に含まれるということで、この人たちがいわゆる高齢者の方がこれまで加入していた国民健康保険、あるいはその他の健康保険を脱退して、新たに後期高齢者だけを対象にした医療保険制度に組み入れられることになるということです。この制度が実施されることによって、当町において様々な影響が出てくると思われま。

よって、以下の点、6 点ほどなのですが質問をしていききたいと。あわせて、町長の所見も伺っていききたいというふうに考えております。

まず、1 点目ですけれども、来年 4 月からこの制度に移行する 75 歳以上、あるいは先ほども言いましたけれども、65 歳から 74 歳の障害認定 1 級から 3 級の方、このような方及びその家族の人たちが、どの程度この制度について周知、あるいは理解をされているのかを伺っていききたいと思ひます。

また、当町においてこの制度の対象者は何名ほどになるのか、あわせて伺いたひと思ひます。

2 点目ですけれども、この制度に移行することによって、言ってみれば保険料負担というものが発生することになります。北海道の場合、事業主体はすでにご存知の方も多いと思ひますが、いわゆる広域連合といった、北海道 1 本を 1 つにした広域連合という形をつくって、そこが事業の運営主体となるということになりますので、北海道の場合はこの広域連合の議会が 11 月に開かれ、その議会で北海道の保険料を決定するということにな

っていますが、これらの試算的なもの、11月に決まるからまだ出ていないのか出ているのかも含めて、あるいは試算的なものも示されているのかないのか、こういったことも伺っていききたいと思います。

そして、仮に示されていなくても、町としてどの程度の保険料の負担になるのかということはどう見込んでいるのか、これもあわせて伺っていききたいと思います。

次、3番目ですけれども、今この言った保険料の納付についてであります。中身からいきますと月額1万5,000円以上の年金収入のある高齢者の方、この人たちからは「年金から天引き」をするという制度になっているそうです。そして、年金が月額1万5,000円未満の方々、いわゆる年金年額で18万円までいかない方々です。そういう方たちは「自分で納付」と。いわゆる窓口納付と言いますか、そういう形になると言われていますけれども、当町においてそれぞれどのぐらいのその割合になるのか。自分で窓口で納めなければならない人、あるいは年金天引きになる人がどのぐらいの割合でおられるのか。

そして、あわせてちょっと質問の事項に書いてなくて非常に申し訳なかったのですけれども、言ってみれば、今回のこの医療制度は新たに保険料を払うという人がドッと出てくると。今まで国民健康保険であれば、家族の扶養であった方は、扶養家族であれば保険料を払わなかった、直接的に個人では。だけれども、そういった人たちもこれからは保険料を払っていくことになるのですが、新たに保険料を払うという人はどのぐらいになるのかということも、ちょっとお伺いをしたいというふうに思っております。

4番目ですけれども、この医療制度では、保険料滞納の場合、保険証の取り上げということもあるということはおたわれております。いわゆる「資格証明書」ということになるかと思うのですが、この場合、その年金からの天引きの方についていけば、無条件で引かれるわけですから、「資格証明書」の発行ということにはなかなか得ないと。あり得るのは、いわゆる年金額が年18万円以下の低年金の方、低収入の方々、自分で窓口で保険料の負担をしなければいけない人たちに発生する事態になるのではないかと。当然考えられるわけなのですけれども、この「資格証明書」の発行はもちろんでありますけれども、低所得者のための減免制度、こういったものをやっぱりつくっていかねばいけないのではないかと。このことを、広域連合なり道に申し入れていく必要もあるのではないかと。ということが1点です。

あわせて、「資格証明書」というのはやはり発行はしないと。これは誰がどう考えてみても、それでなくても高齢者になれば医療というのは必要になると。あるいは、その中身によってはやっぱり生死に即関わってくる問題にもなるということから考えて、人道的に見ても決してその「資格証明書」を発行して終わりですよということにはならない、そういう申し入れも必要ではないかというふうに思いますので、この点についての町長の所見も伺っておきたいということでもあります。

第5点ですが、後期高齢者医療制度の施行に伴って、国保の会計に影響が出ないのか、これをちょっと伺ってみたいと思っております。結局、国保の関係だけでいっても、今まで国保で入っていた人たちが抜けて、後期高齢者の制度の中に移行していくのですけれども、そうなってくると収納率という問題が出てくるかと思うのです。結局、これは国のほうで国民健康保険の保険料がなかなか納められないところについてはペナルティーという

ような形で、ちょっと調べた中では、訓子府はまだないのです。昨年、平成18年度の普通調整交付金減額一覧というのがこの間ちょっと入ったので見させてもらったのですけれども、いわゆる収納率に応じて、この普通調整交付金が減額されるシステムになっている。例えば、減額率が5%、あるいは7%、あるいは9%、11%と4段階に分けて、この収納率に応じて調整、いわゆる交付金が減ってくるという仕組みになっているのですけれども、こういったものがこの高齢者の方が国保から抜けて、後期高齢者に移行することによって問題として出てこないのか。あるいは、その問題だけではなくて、ほかのそういう関連される問題も含めて起きてこないのかということをお伺いしたいと思います。

そして、最後になりますけれども、6点目ですけれども、後期高齢者医療制度のこの制度の財源の4割というのは「支援金」として、国保加入者、これは国保だけではありませんけれども、ほかの健康保険の加入者からもそうなのですけれども、いわゆる現役世代と言われる、そういう部分から「特定保険料」ということで、基本保険料にプラスされて引かれるというふうになっております。この負担は、1人当たりどのぐらいの負担になると試算されているか、これもあわせて伺っていきたいというふうに思っております。これはあるところの試算によりますと、現役世代の負担が年間2万円にはなるのではないかと。国民健康保険、いわゆる基本料にプラスして、特定保険料と言いますか、という名前で2万円ほど年間かかる。この財源がいわゆる後期高齢者の支援金としてなると。そして、これが4割で残りの1割がいわゆる高齢者の方々の保険料、そして、残りの5割が国が負担するというそういう何か仕組みになっているそうなのですけれども、この今言った特定保険料について伺いたいということです。

以上、この6点について、まずお考えをお伺いしたいと思います。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 平成20年4月から新たに始まろうとしております後期高齢者医療制度についての6点にわたるお尋ねがございました。

今、2007年問題が全国的に叫ばれて、私どもの世代がやがて高齢人口の仲間入りするというところで、国の医療費等については非常に危機的な状況であることにつきましてはご存知のとおりでございますから、この新たな後期高齢者医療制度そのもの持っている様々な問題や、あるいは地方自治体にかかる私たちに対する影響も含めて考えますと、なかなか即座に回答できるものもありませんし、また気になる点もたくさんあるのが実態でございますし、さらに療養病床等を含めて今の状況からしてみると、医療病床やあるいは介護病床にとりましても、果たして一体どうなっていくのかという不安感もあるのが事実でございます。

議員からあとから追加された部分と言いましょか、数字的なことですから、そこは全部今私の最初の答弁でお答えできることにはならないと思っておりますけれども、重ねて再質問の中でお伺いしたいと思います。

まず、1点目の「制度の周知と本町における対象者数」でございますけれども、制度の周知につきましては、後期高齢者医療制度の概要を本年7月号の広報誌でお知らせしたところでございます。制度の円滑な実施にあたりましては、75歳以上の高齢者をはじめとして、町民の皆様様に理解を得ることが重要でございますし、今後は広域連合等の関係機関と連携を図りながら制度内容の周知に一層努めてまいりたいと考えているところでござい

ます。

本町におけるこの制度の対象者数は、現在の老人保健医療対象者の924人。さらに、平成20年3月末までに75歳に到達する46人を併せて970の方が後期高齢者医療制度の対象者数ということで見込んでございます。

次に、2点目の「保険料の負担額の試算について」でのお尋ねでございますけれども、保険料の額は11月に開催される広域連合議会で決められた道内均一の保険料となります。

保険料につきましては、被保険者1人当たりいくらと決められた均等割と、所得に応じた所得割額を合算して決められ、限度額は50万円ということになってございます。

北海道での試算は出ておりませんが、現在、国が例示している厚生年金の平均的な受給額208万円で試算させていただきますと、均等割額が3,100円、所得割額3,100円となり、月当たりの保険料は6,200円、年額で7万4,400円という金額が示されているところでございます。

次に、3点目の「特別徴収と普通徴収の割合」とのお尋ねでございますけれども、対象者の年金収入等の状況を把握することが極めて困難ですけれども、介護保険料の75歳以上の方の徴収を参考にさせていただきますと、特別徴収の方が97%、普通徴収の方が3%となっており、後期高齢者医療制度においてもほとんどの方が、特別徴収になる見込みでございます。

次に、4点目の「保険料に関する減免制度と資格証明書の発行をしないことの要請をすべきではないか」というお尋ねですけれども、保険料の減免につきましては、11月に開催される広域連合の議会におきまして、提案される道内統一の条例で政省令や市町村の減免状況を踏まえた減免内容が規定される予定になっております。

市町村にその権限はありませんけれども、運用にあたりましては広域連合と十分連携を図りながら対応してまいりたいと考えております。

資格証明書の発行につきましては、滞納者に対しまして督促、納付相談及び納付指導、短期保険証の発行などを経て、資格証明書を交付することになっております。

資格証明書の具体的な運用に関しましては、今後その内容が示されるところでございますけれども、支払能力がありながら滞納している被保険者に対して発行していくものと私どもは考えているところでございます。

このため滞納者の実情の把握に努めて、きめ細かな納税相談並びに納税指導を実施するとともに、広域連合との連携をこの点につきましても十分図りながら適切な対応に努めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、5点目の「制度施行に伴う国保会計への影響と高齢者が国保から脱退することによって収納率等に対する影響」のお尋ねでございます。制度施行に伴い、現行の老人保健医療に対する拠出金がなくなりますので、変わりに後期高齢者医療制度に対する支援金を拠出することになりますが、その影響額につきましては国から現時点では示されてございませんので、具体的にお答えすることはできない状況であります。

高齢者は非常に納付意識が高く、収納率に多少の影響があるものと考えられますけれども、調整交付金が減額されるといった影響はないのではないかと考えているところでございます。

最後の6点目でございますけれども、「国保加入者から賦課する支援金の試算について」と

のお尋ねでございますけれども、平成20年度から国保税の賦課基準額が医療給付費基礎賦課額と介護納付金賦課額に加えて、後期高齢者支援金等賦課額が新たに新設されておりますので、賦課基準額が3本立てに見直されることになってございます。

国が例示している高齢者支援金の老人医療費をベースとした1人当たりの基準額では、3万5,000円という試算が出されております。

以上、お答えを申し上げましたので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

議長（橋本憲治君） 工藤弘喜君。

5番（工藤弘喜君） それでは1点目、若干再質問という形になりますけれども、周知の問題についてなのですけれども、これははっきり言って、この後期高齢者の問題、医療制度の問題については、先ほども言ったように、運営主体というのが広域連合ということになって、どうしてもこの市町村と今までの国保なり、やってきたその老人の関係の問題も含めてなのですけれども、町がちょっと手を引くような格好になってきて、どうしてもその分やりにくさというものも実際あるかと思うのです。やりにくさと同時に、そのことに対して町職員の人たちの仕事の大変さもある意味出てくるかという思いもします。

そういう中で、その周知の問題なのですけれども、やっぱり1つは広域連合は基本的にはきめ細かくやらなければいけないと。特に対象が75歳以上の、単にこの紙切れ1枚で説明書みたいなものを持ってきて、やはりなかなか理解できないというのは当たり前前の話なのです。

この保険料だけの問題ではなくて、いろいろちょっと調べてみると、この後期高齢者医療制度そのものの中に、医療費の定額制みたいなものが含まれていたり、いわゆるある一定の水準を超えた医療になったら、これ以上いくら病院で診察をしようとしても、「お金が出てこない」と、病院も「これ以上、手をかけてもお金にならないからやめよう」というようなそういう仕組みも含まれていたり、様々な問題点も含まれている中身になっていきます。

だから、そういう点も含めて、周知の中ではさっき言ったように本当にやらなくていけないのは広域連合なのだけれども、でも困ったときの一番の窓口になるのはやはり市町村。特に町だということになれば、町としても最大限この11月の保険料が決まって、あるいは4月に本格的なスタートになるのだけれども、それまでの間に何らかの形で「こういうものになっていきます」と「なります」というようなものがないのかどうか。例えば、老人クラブと言うのか、そういう団体がありますが、そういうようなところでもそうですし、何らかの形でそういう仕組みを、あるいは中身も含めてできるようなことにならないのかなということがちょっと考えているところなのですけれども、まずこれについてちょっとお伺いします。

議長（橋本憲治君） 福祉保健課業務監。

福祉保健課業務監（林 秀貴君） 後期高齢者に係る制度の周知についてのお尋ねでするのでお答えいたします。

7月号の広報で制度の概要をお知らせいたしましたけれど、現段階ではまだその周知が十分でないということは私たちも認識しております。そこで来月号の広報から後期高齢者シリーズとしまして、広報で数回にわたりその制度内容についてお知らせすることとしております。

それと、お年寄りが集まる機会を通じて、その制度周知についてのことに關しまして、可能な限りそのように集まる機会を通じて、制度の周知について努めたいと思っております。

また、広域連合におきましても、新聞・テレビ・ポスター・リーフレットの配付等を考えているようですので、その点をご理解いただきたいと思います。

議長（橋本憲治君） 工藤弘喜君。

5番（工藤弘喜君） ぜひ、そういったような形で、本当に何人かのほかの市町村の係の人にもちょっと話を聞いたことがあるのですけれども、とりあえずこの制度については、4月のスタートということが大前提になって、それに伴って様々な、まだ基本的な本当に詳しいその制度と言うのか、中身も含めて明確になってない中で、「現場で大変な思いをしているんだ」と言う何人かの職員の方の、ほかの町村の聞いたこともあるのですけれども、まさにそういうような状況が今起きているのかなと思いますけれども、そういう点では大変ではありますけれども、しかし、一番大変になるのはその当事者だと。家族も含めて当事者になっていくだろうということをとらえていただいて、ぜひそういう立場でがんばっていただきたいと思います。

特にもう1点、資格証明書の発行の関係で、町長から答えもありましたけれども、やはり一番数は少ないのかもしれないけれども、一番大変な思いをしてこの保険料を払っていかなければならない、あるいは、こういう窓口で払っていかなければならない。いわゆる年金で月額1万5,000円にもいかない人たち、やっぱりその辺に対するその十分目配りはしていただけるとは、先ほどの答弁の中でもありましたけれども、やはりこれは後期高齢者の問題、この保険料の問題だけではなくて、やっぱり特段の配慮と言うのか、そういったものもぜひお願いをしたいというふうに思います。

役場も機構改革と言うか、保険業務・福祉業務が大変になっているというのはわかりますけれども、そういう部分でやっぱり一番そこが大変な思いをするのかなと。

いわゆる3%でしたか、ありましたけれども、やはりそこら辺も注意をしてやっていただきたいと思いますというふうに思っておりますけれども、どうしても、なぜそういかと言うと、先ほどから言っていますように、広域連合となるとやっぱり我々にとって運営主体が非常に遠い存在なのです。顔の見えない関係になってくるのです。たぶん市町村は、そこで保険料の徴収義務ぐらいと言ったら変だけれども、基本的にはそういう業務が主になるかと思うのです。今回のこの部分でいけば、制度的には。ただ、問題は保険料を納めているのか納めていないのかとか、そういう資格証明書がどうこうという問題、デリケートな問題になってきときには、顔の見えない関係である事業主体である広域連合がすることによって、非常に機械的・事務的になってしまわないかという、そういう心配もあるわけなのです。そういう意味からも、ぜひ町村の立場は非常に大変だけれども、役割というのは大きくなるではないかなというふうに思っていますので、この点について町長、再度ちょっとお答えをいただきたいと思いますのですが。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 冒頭申し上げましたように、国の制度そのものでございますから、私どもがこれらについて制度の抜本的に変えた制度を新たに自治体でつくるといってはならないという状況の中で、私たちが住民のためになしうる可能なことをしていきたい

というふうに考えております。

2つ、今のご質問の中で、私は今お答えさせていただきます。

1つは、今回の一般質問には直接出てまいりませんが、前回の6月の定例会で出ていました例えばシステムの改造の問題でございます。これも国の制度が変わる度に、自治体が相当の負担額を強いられることに対する、これもある意味では後期高齢医療のことも含めて問題だと。何とか国で100%見てもらうことができないだろうか。

さらに、ご存知のとおり、この後期高齢者医療制度を含めて、非常に法案化されるのが遅い。そして、政令等で文書も回ってくるのも大変遅いのでございます。ですから、逆に言うと、自治体の職員はその対応に大変苦慮しているというのは本当のところですよ。ですから、これをあらためて自民党の政調会、民主党の政調会で私は文書をもって改善の要望を出すということで今事務を進めておりますし、町村会等においてもこうしたことについての改善をぜひお願いしたいと。

できれば職員が今手に入れました新しい後期高齢者医療制度はこういう形だというパンフレットを入手したのもやっと手に入ったようでございますので、これらも含めてできるだけ住民の皆様にご理解をいただけるような説明等も、可能な限り努力してまいりますのでご理解をいただきたいと思っております。

議長（橋本憲治君） 工藤弘喜君。

5番（工藤弘喜君） 後期高齢者の関係については、もう1点だけ最後に質問になると思うのですが、この後期高齢者医療制度と同時に前段でも話しましたがけれども、その関連法案の中で、この問題だけではなくて様々な改革と言うか、制度的に変わったという部分もあります。

例えば、70歳から74歳の人たちの医療費の窓口負担というのが2倍になっていくという問題です。それから、自己負担限度額の引き上げ。昨年の10月からちょっと変わった、上がってきていますけれども、さらにこの上限がまた変わってくるという問題。それから、先ほど町長も言われましたように、療養病床の削減という問題。大幅削減です。こういう問題等々を含めて様々なこの医療に関わる、言ってみれば改悪と言われるような、言っても過言でないようなそういう仕組みになってはくるのですけれども、特に高齢者について言えば、この医療の必要というのは個人の都合で発生するのではなくて、いわゆる複数の社会的な要因が作用して生まれてくるものではないかということです。また、少なくとも個人の医療費のその支払い能力に応じて、医療というその必要性が生まれるものでもない。そういう認識に立てるのかどうかということもやっぱり求められてくるのかなというふうに思います。

そういうことから考えまして、やはりこういう問題というのは、あくまでも自己責任の原理というのではなくて、社会的な対応というのが必要になってくると。そういう言われ方もしております。これらのことからしますと、本当にこの制度が本格的に動き出す来年の4月からですけれども、動き出そうとしているときに、先ほどからもちょっと触れていますがけれども、この後期高齢者の現場最前線になっているこの市町村、この町の役割と言いますか、自治体の役割というのはやはり重いものがあると言うか、自治体本来の役割を先ほどの一般質問の中でも町長も触れておりましたけれども、その本旨を遂行するという意味からいっても、非常に大きな課題になってくるかと思っております。ぜひ、この点での町長の

所見を伺って、この後期高齢者の問題での質問は終わりたいと思います。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 憲法の第25条が保障する生存権を含めて、国民皆保険、介護保険の状況がこの後期高齢医療制度によって、非常に厳しい状況の中で提案されてきているということは私自身も認識しているところでございますし、議員がご存知のとおり、例えば埼玉県や千葉県・東京都・神奈川県の後期高齢者医療広域連合については、舛添厚生大臣に対して「何とか改善せよ」という文書も出していますし、歌志内の議会では厚生労働省にこれらの改善要望もしているということも、私自身は情報として知らされているところでございますけれども、あらためて住民のそういう今の状況と、それから国家的な非常に団塊世代が増えて、福祉の経費がかかる状況の中のバランスを見ながら、少なくとも自治体の長として住民に不安を与えないような、誠実な行政運営の中でこの後期医療制度の導入と、そして、また広域連合に対してもそれぞれの議員がおられますので、意見などを述べていただくように要請をしてみたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

議長（橋本憲治君） 工藤弘喜君。

5番（工藤弘喜君） それでは続いて、次の質問に移ります。

平成19年度の地方交付税の実態と財源の確保についてということであります。

この財政の問題については、昨日の一般質問の中でも財政推計の問題を含めて議論になっていたところです。そういう中で、若干関連することもあるかと思うのですが、特に今回は地方交付税の問題で何点が質問をしていきたいと思います。

昨日の質問された方の中でも、昨日はいわゆる歳出の部分、聖域なき歳出削減の可能性も含めた議論がされていたかと思うのですが、私の場合は歳入の関係での交付税なのですが、訓子府町においても、交付税の収入というのは予算の約5割近くを占める重要な財源となっているということです。今年度からこの交付税も国の制度変更が行われ、その影響もあるのではないかと考えます。

今年度の地方交付税について、以下の点を伺っていきたくと思っています。

まず、1番目ですけれども、今年度の普通交付税が7月の末に決定されていますけれども、「新型交付税」あるいは「頑張る地方応援プログラム」などの制度変更によって、交付税の不足分を補う臨時財政対策債も含めて、これは交付税の先食いみたいなものだとは思ってはいるのですが、これも含めて昨年、あるいは一昨年と比べて、その推移と言いますか、実態はどうなっているのかということをお伺いしたいと思います。

2番目ですけれども、「頑張る地方応援プログラム」の交付税措置として、言ってみれば「頑張りの成果」に応じて「行政改革指標」など、9項目の指標によって算定された内容を訓子府の場合、具体的に今年度の7月末に決定された交付税の中身で伺っていきたくと思っています。

また、その結果が当町にとって適正に評価されたものにとらえておられるのかどうか。これもあわせて伺っていきたくと思っています。

次、3番目ですけれども、この「頑張る地方応援プログラム」の中で、これは特別交付税の関係になるかと思うのですが、単年度の上限で3,000万円を今年度より3年間、特別交付税として措置するとの制度も併せてスタートしているようではありますが、

当町はこの制度にどのような計画を策定しているのか、いわゆるプログラムを策定しているのか、その予算の規模はどの程度なのかを伺っていきたいと思います。

同時に、その確保の見通しと言いますか、確保できるのかどうか、採択できるのかどうかも含めてお伺いをしたいということです。

次に、4番目ですけれども、また、この「頑張る地方応援プログラム」の中で、各省との連携による支援措置として、農水省の関係でいけば27、経済産業省の5つ、国交省でいけば15の各補助事業についての自治体の策定、あるいは公表プロジェクトを優先的に採択するという措置もとられていますけれども、当町にとってはこれに関してはどのようなものがプログラムとして組んだのか、あるいはなされなかったのか、これもあわせて伺っていきたいと思います。

以上です。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） ただいま、平成19年度の地方交付税の実態と財源の確保についてのご質問を4点にわたってお尋ねをいただきましたのでお答えさせていただきます。

まず、1点目の「普通交付税の実態」でございますけれども、実質的な普通交付税である臨時財政対策債を含めた金額で申し上げますと、平成17年度は20億6,842万2,000円で、前年比較約1億1,380万円の減額でございます。平成18年度は、20億6,075万7,000円でございます。前年度比較で約770万円の減額でございます。本年度は20億2,855万2,000円でございますので、前年度を比較しますと約3,220万円の減額となっております。

次に、2点目でお尋ねのありました「頑張る地方応援プログラム」の関係についてでございますが、議員のおっしゃるとおり9項目の指標をもとに算定されておりまして、総額で1億1,519万6,000円の増加需要額となっております。

この内訳を申しますと、1つ目が「行革の実績を示す指標」でございます。「歳出削減率」と「徴収率」に分けて計算がなされておりまして、歳出削減率分としては、9,148万5,000円、徴収率分としましては106万5,000円となっております。

2つ目の指標でございます。「出生率」これにつきましては、本町は該当になっておりません。

3点目の指標である「ごみ処理量」につきましては、179万3,000円。

4つ目の「農業算出額」につきましては、920万2,000円。

5つ目の「小売業年間商品販売額」につきましては、39万7,000円。

6つ目の「製造品出荷額」につきましては、これについても該当になってございません。

7つ目の事業所数につきましては、458万1,000円。

8つ目の「若年就業率」につきましては、301万円。

9つ目の「転入者人口」につきましては、366万3,000円の状況でございます。

これらの額が本町にとって、適正に評価されているのかというお尋ねをいただきましたが、これらの計算過程に用いる基礎数値につきましては、平成17年度以前の統計データを用いて計算をしているということでございます。計算の結果、一定の数値を超えていれば世帯数や人口に単位費用を掛けて、増加需要額を算定する仕組みとなっているところでございます。

評価はともかくとして、実績に応じて交付されるものとはなっておりませんので、この「頑張る地方応援プログラム」につきましては、従前のものに別枠で加算されるものではなくて、普通交付税の算定方法の変更であるというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

次に、3点目で「頑張る地方応援プログラムの特別交付税分」について、お尋ねをいただきました。

議員もご承知のとおり、特別交付税の措置額の上限は3,000万円。本町からは「担い手いきいきプロジェクト」として、持続的農業・農村づくり促進特別対策の視点から畑総事業の農業者負担の軽減策のほか、農業振興協議会や農業担い手対策推進協議会の取り組み、さらには農業技術対策などの既存事業を集約して計画をまとめ、国に応募しているところでございます。

事業費的には3,000万円を大幅に越える額となっておりますので、限度額は確保できるものと考えておりますけれども、これにつきましても特別交付税の総額に上乗せさせるものではありませんので、ご理解をいただきたいと存じます。

次に4点目で、「このプログラムに対する各省の支援措置」についてのお尋ねをいただきました。

仮に、このプログラムを基に新たな事業展開を行う場合で、対象となる補助制度がある場合につきましては、ほかに優先して採択になるものと考えているところでございます。

なお、本町では、現在は既存の事業を基本にして進めております関係上、対象となるものはございませんので、この点についてはご理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

議長（橋本憲治君） 工藤弘喜君。

5番（工藤弘喜君） 若干の再質問という形になるのですが、1つはこの「頑張る地方応援プログラム」の関係。その前段で、何回も私だけではなくて財政の問題でも議論になって、非常に厳しい状況になっているという、それは本当に誰もがそう感じているところであります。その大きな要因というのは、これも町長からの話もあった今回の議会だけではなくてあったように、やはりその交付税の削減という問題を含めてあるということもとられることができるかと思うのですが、ただ、この「頑張る地方応援プログラム」、今回も交付税のいわゆる算定の改定と言うのか、そういう中身から客観的に見ると、本当に果たしてその交付税のあり方としては、これは妥当なものかどうかという点では非常にちょっと問題があるような気がします。地方交付税というのは、やっぱりそういう制度の仕組みのものではないと。地方を競わして、その成績の良いところにあげるようなものではないというのが、本来の地方交付税の持っている趣旨と言うか、それはもう私のほうから言うべきものでもないわけですが、しかし、今回のようなそのプログラムも含めて、町として自主財源が限られてくる。そして、これから先のことを考えるときに、なかなかそれも厳しくなってくるようなときには、やはりこの交付税、どうやって財源を生み出すかというその知恵と言うか、そういうものをいかに発揮するかということも制度として取り込まれた以上、やっぱりそれをどう利用していくかということにも大いにがんばってほしいなという思いなのです。

やはり先ほどからも、福祉の問題でも議論になっていきますけれども、そこに必ず出てく

る問題がやっぱり財源の問題としたときに、やはり町としてやらなければならない事業を含めて、政策を含めて、それをするための手立てとして、いかにしてその財源を生み出すかということから言ってみても、ぜひ職員の方々の本当にその知恵も借りながら、出してもらいながら、積極的にこういった制度を活用して、財源を生み出すような方策をとってほしいというふうに考えておりますけれども、これについて町長の考え方をちょっと確認と言うか、伺っていきいたいというふうに思っております。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 「頑張る地方応援プログラム」が可能な限り、今私は手元に私どもの町が普通交付税の総括表で、「頑張る地方応援プログラム」の総括表で要望した、そして、それで出された金額を先ほど述べさせていただいて、本当にこれが「頑張る地方応援プログラム」になっているのだろうかということに危惧しながら答弁をさせていただきました。

もちろん、私自身は先ほども申しましたように、自由民主党の政調会に地方に元気が出るような施策をとりわけ地方交付税の増額とまでははっきり要望していませんけれども、含めて何とか地方が「いきいき」するような施策を、地方交付税を含めて力を入れてほしいということを橋本自民党支部長に通じて、自民党政調会に原稿を提出したところでございますけれども、含めて私はあらゆる機関・政党に含めてこのようなことを要望していきたいと思いますし、その点で言うと、先ほど西山議員の質問でもございましたけれども、今回の業務監の人事配置というのは、私は特命の人事をしたつもりでございます。例えばこの関係で言いますと、企画財政課の業務監については財政再建の特命でございますし、福祉の業務監についてもあまた多い医療制度や福祉制度の対応に対する非常に行政の事務量が多くなってきていることに対する対応の業務監でございますから、賃金を人件費を削減するということが去ることながら、それ以上に給料に見合う仕事を一層心がけてほしいというのが私の願いであります。その期待に応えてがんばってくれているというふうに確信を持っているところでございますけれども、町の今の状況で言いますと、例えば一般財源の赤字を水道会計の水道料を上げて一般会計に振り向けるだなんていうことは許されておられません。あくまでも原価主義でございますから、特別会計の会計で金儲けをしてうんぬんだなんてことはなかなかできるような状況ではございませんから、加えて総体的に特別交付税も全国的には減額されているという状況ですから大変厳しいものがございますけれども、議員ご指摘のとおり、知恵の出し比べという要素もございますので、私は平成20年度の予算策定に向けて、あるいは平成21年度を含めて、昨日の佐藤議員のご質問もありますように、職員の知恵と私どもの検討の中で、さらにこれらが加味されて少しでも地方交付税が増額される努力をしてまいりたいと思いますので、ご理解を賜りたいと思います。

議長（橋本憲治君） 工藤弘喜君。

5番（工藤弘喜君） わかりました。

質問としてはこれで終わりたいのですが、いずれにしても、こういう小さな町をめぐる状況というのは本当に厳しくなっています。特に自主財源、先ほども言いましたけれども、例えばこの町にとってやっぱり農業という部分が非常に大きな役割を担うのではないかと思いますけれども、これも今年からはじまっている品目横断の政策によって、やっぱり大きな減収というのがその畑作の対象品目からいっても避けられない。いわ

ゆる、それが個々の経営も圧迫することにもなりますし、強いてまた突き詰めれば町の財政にも影響してくるということにもなってくるわけです。ぜひ、そういった意味からも、この財政問題を論じるときに、お金そのものだけではなくてやっぱりトータルでいろんな形で、いろんな方向から議論をして、そして、その中で職員の方たちとも、先ほども言ったように、知恵を出しながら力を合わせあいながらやっていけるような方向をさらに強めていただくことを希望しまして、私の質問を終わります。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 先ほど、休憩の時間に残っておられました佐藤議員と西山議員にも申し上げました。私は人件費の問題だけを取り上げて議論する。あるいは、財政問題を限られた一般質問の時間の中でお話するということは非常に制約がございます。あらためて、企画財政課では地域懇談会等を含めたことをできるだけやりたいと。私自身も議員の皆様と訓子府の財政状況について、気軽にそれでいていろんな方面から職員と議論もできるような形で、財政問題の研修を深めてまいりたいと思いますので、ぜひまたお力添えをいただきたいと思いますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

議長（橋本憲治君） 5番、工藤弘喜君の質問が終わりました。

ここで午後2時5分まで休憩いたします。

休憩 午後 1時51分

再開 午後 2時05分

議長（橋本憲治君） 休憩前に戻り会議を再開いたします。

次に3番、上原豊茂君の発言を許します。

3番、上原豊茂君。

3番（上原豊茂君） 私の一般質問について、通告書に従いまして進めてまいりたいと思います。

質問の内容は、防災体制と防災対策についてであります。

様々な要因による自然環境の変化を含めた自然災害の発生は、災害の少ない地域として、安閑としていることができないと感じているところであります。

本年当町においても、度重なる降雹を含む集中豪雨等による被害は、農業生産者を含め地域に大きな打撃を与えています。

また、これら大雨による道路河川の被害は、同じような場所であることも少なくありません。

気象変化や他地域の災害状況を目にするとき、大災害に見舞わなければ良いと祈ることともに、万が一の事態対応への備えが必要と考えます。

また、住民の生命財産を守るとの自治体使命の観点から次の点について、町長としての所見を伺いたい。

1つとして、行政として、災害への備えについての考え方と現況についてであります。

地震・山林火災・土砂崩れを含めた災害への対応策がどの程度協議され、町民との連携を図れる体制にあるのか。

2点目は、大雨等により、災害が度々発生する箇所について、その数と要因調査の整理と対策の考えについて。

3点目は、常呂川を水源とした近隣自治体の濁水による断水騒ぎと、訓子府町の常呂川支流における開発行為との因果関係について、開発工事の実施時期と今後の対策対応の必要性について、また、風評による河川沿いの農家への影響はないのか、伺いたいと思います。

4点目は、ハザードマップの作成・配付がすでに行われていますが、その後の住民周知の実態と継続的啓蒙についての考え方についてお尋ねいたします。

5点目として、降雹による農業生産への影響とその対策についてであります。

すでに、降雹被害にあった生産物の収穫が行われております。その実態が、数値としても明らかになっているのではないかというふうに認識しているところであります。それらについて、JAとの関連も含めた考え方をお示しいただきたいと思っております。

以上であります。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 防災体制とその防災対策につきまして、5点にわたってご質問をいただきましたのでお答えさせていただきます。

まず、1点目の「災害に対する備え」でございますけれども、自然災害につきましては、いつ、どのような規模で発生するかわかりませんが、本町では地震災害よりも集中豪雨や降雹などの確立が極めて高い地域と認識しているところでございます。

自然災害を少しでも防ぎ軽くするために、日頃からの備えが非常に重要であると考えているところでございます。

特に、災害時の防災初動体制を重視していることから関係課長に指示して、このほど「防災に関する初動体制マニュアル」を作成いたしましたところでございます。

作成にあたっては、過去の反省も生かしながら不十分な事項を中心に協議を重ねて、最終的には課長会議で決定をしたところでございます。

主な内容でございますけれども、警報レベルの設定などによる「職員の共通認識の確保」、2点目はパトロールや出動における「地域担当班体制の構築」、3点目は本部職員の見直しなどによって「本部体制・機能の強化」、4点目は防災データの蓄積や土のうの備蓄等による「平時の備えの強化」の4本柱で作成しているところでございます。

すでに、8月の集中豪雨や台風9号のときに、このマニュアルに基づいて対応し、円滑な情報伝達や初動活動の迅速化などの効果が現れているところと認識いたしております。

町民との連携では、広報くねっぴ9月号の特集記事で「防災の日常の備え」を掲載したように、適宜、防災情報を提供するとともに町民参加の防災訓練等の実施を通じて、防災思想の浸透を図ってまいりたいと存じますのでご理解をお願いいたします。

2点目では、「災害が発生しやすい箇所と対策」についてのお尋ねがございましたので、お答えさせていただきます。

集中豪雨で小河川の越水や道路洗掘などの被害がよく発生する箇所は、過去のデータから越水に伴う被災が約40カ所、道路洗掘や法面崩落などが約60カ所。これは必ずしも毎回発生しているわけではございませんけれども、降雨地域や雨量などによって変動している状況でございます。

ほとんどの原因は、局地的な豪雨によりまして、短時間のうちに小河川に断面を超える水量が流入・流下すること。さらには、急勾配の農地や道路を流れる表面水が土砂を削ることが原因となっております。

もちろん自然が相手で多くの施設等があることですから、完璧な対応はなかなか困難な面もありますけれども、一部の現場において対策や復旧の工事を行っているほか、場所によっては初動マニュアルに沿って、平時に土のうの設置をするなどの対策を進め災害に備える予定でございます。

3点目の「常呂川濁水と開発行為の因果関係と対応の必要性」についてのご質問をいただきました。

近年、支流において町に対する開発行為の届出はございませんけれども、道営畑総事業関連で平成18年度から火山灰採取を実施しているところでございます。

管理主体の北海道では、昨年からは法面へのブルーシートの設置や植生、それから沈砂地を設置するなど、降雨対策を実施しておりますし、6月の降雨後に、さらに万全を期すためろ過装置を設置いたしているところでございます。

4点目は、「ハザードマップに係る住民周知や啓発」についてのお尋ねでございます。

ハザードマップにつきましては、平成17年7月に作成し全戸配付をいたしているところでございます。

配付にあたりましては、特に災害弱者と言われる高齢者に対する啓発が大切との認識がありましたので、すべての老人クラブの例会においてお邪魔して、内容の説明と質疑応答を行ったところでありますし、あわせて警察官駐在所の協力を得て、交通安全の研修もさせていだいたところでございます。

また、町ホームページにハザードマップや避難場所・避難所などの状況を掲載し、誰でも町民が閲覧できるようにさせていただきました。

しかし、一定期間が経過しておりますので、町民の皆様のハザードマップに対する意識も薄れている可能性もございますので、今月号の広報くねっぴり特集記事で防災の心構えを訴えたように、機会をとらえて防災関係の啓発を続けてまいりたいと存じております。

最後に、「降雹によります農業生産への影響」について、お尋ねをいただきました。

本年度は、三度にわたる降雹被害を受け、すでに行政報告で一部報告させていただきましたけれども、2戸、2.8haについて廃耕され、今後も状況によっては廃耕面積の増加が心配されております。

また、10数戸につきましては、腐れ等によります収量が半減する見込でありますので、降雹の影響は極めて大きいと考えているところでございます。

町といたしましては、ある程度の個別収支が判明した時点で、JAと協議して資金対応等について検討してまいりますし、今定例会で税の減免措置についての提案もさせていただいているところでございますので、あらためてご理解をお願いしたいと思います。

議長（橋本憲治君） 上原豊茂君。

3番（上原豊茂君） ただいま、私の質問に対してお答えをいただきました。

初動体制重視のために、マニュアルを作成して対応していると。また、地域担当等も含め、本部の体制も強化したのだという回答をいただきました。

非常に、私も強い雨のときに状況を見るためにちょっと動くことがあります。たまたま

後半の降雨災害のときには、今説明のありましたような状況の中で職員と出くわすということもございました。そういう点では、まさに対応の方法が変わってきたのかなというふうに考えるところであります。

今、ここでこの地域においては、大雨降雹被害が主だというようなお示しをいただきました。確かに、地震等については科学的にも大きな心配をしなくてもいいというふうな認識に立てるのかなというふうに思いますけれども、しかしながら、大して大きくない地震についても、それぞれが地震に対する対応というものに対する認識がないと、そこから火災が発生するとか、いろんな形で災害が拡大していくということが考えられるのではないかと思います。そういう意味での認識強化は必要かというふうに思います。その辺についてのお考えをお聞きしたいと思ひますし、また山林火災については、山に囲まれた町であります。どこからどのような形で飛び火するかわからないと、発生するかわからないというようなことを考えますと、まさに地域によっては逃げ場を失うというようなこともあるかと思ひます。これらについては、その地域の十分な住民の認識と初動体制。また、避難に対する対策の方向性というものを明確にしていくと、お示しをするということが必要かと思ひます。これについても、考え方についてお示しをいただきたい。

また、さらにこの災害いろんな形があろうかと思ひますけれども、備品の確保、土のう等、それらについての確保がどうなっているのか、どの程度されているのか。これらについて、確保されているという西山議員の質問に対してのお答えはありましたけれども、どの程度どこに確保されているのか。緊急な場合ですからこの辺の確保がないと、いくら初動体制うんぬんと言ってもなかなか対策に施行できないということかと思ひます。この辺についての考えをお聞かせいただきたい。

それともう1つ、土砂崩れの関係をごここにあって書かせていただきました。大雨による被害、これは先ほど申し上げましたように、ある意味では山に囲まれているということもあります。山林伐採等も含めて、それらの降雨を吸収できない状況というのもあろうかと思ひます。住宅を含めたその立地条件によりましては、いつどういう形でその災害を被るかかわからないということも考えられると。それはあえて言わなくても、町の近辺でもそういう心配をするところが現実にあるという認識を持たれているのかどうか、その辺も含めてお聞かせをいただきたいと思ひます。

議長（橋本憲治君） 総務課長。

総務課長（山田日出夫君） 今、4点にわたってご質問をいただきました。

私どもの認識では、集中豪雨・降雹等の確立は極めて高いと思っておりますけれども、そのほかの災害もいつ起きるかどうかわからない。その備えは必要だと認識しております。

今、議員もおっしゃられましたように、日々の町民の日常生活の中において、防災の意識を高めることによって、災害の拡大を防ぐという点では全くそのとおりだと思ひますので、先ほど町長からもお答えしましたように、折に触れて、日常的なことも含めて、情報を提供し周知を図ってまいりたいと思ひます。

2点目の山林火災でございます。これは私が答えるのが適当かどうかということがございますけれども、確かに森林面積が非常に大きな町でございます。言い方を変えると、森林に、山に囲まれた地域に住宅地があると言い換えてもいいと思ひます。そういう中で気象状況だとか、山の火事の発生場所によっては、ある集落が孤立するということも考えられ

なくもないと思います。それもやはり日々の日常のそこに住まわれている方の意識の持ち方、それと行政である我々の情報の提供等々が関連してきますので、災害全体をくくって避難路、避難の仕方、情報網等々を検討していく必要があると思いますので、時間をかけて対応していかなければならないと考えております。

3つ目の備品でございます。備品につきましては、栄町にある水防倉庫に各種資材等を備蓄しております。その主なものとして土のうでございますけれども、土のうは9,000袋を用意してございます。それとスーパー土のうと言いまして、大型土のうが250袋等々、あと道具類とか、ロープだとか、懐中電灯だとか、様々な器具類等も常備してございます。これらにつきましては、すぐ使えないと意味がございませんので、常に点検をしておりますし補充もしております。今後も、いざという時のために、整備を怠らないようにしていかなければならないと考えております。

それと、4つ目の土砂崩れ、土砂災害のご質問がございました。これは平成17年7月全戸に配付しましたハザードマップでございますけれども、この中に常呂川や訓子府川が越水したときにどのような状態になるかという図示とともに、実は土砂崩れ、地滑りの危険地帯も表示してあります。これは私どもが浅い知識で作ったものではなくて、開発局の指導を得て、専門家が現地調査をもとにして作ったものを受けて印刷して配付したものであります。従いまして、一例で言いますと駒里だとか、町有林付近にも崖崩れの危険地帯がありますし、町内にあちらこちらにあります。

先ほども言いましたように、町長が説明しましたように、これのもう一度再点検のことも含めて、もう一度注意を喚起してまいりたいと思います。

議長（橋本憲治君） 上原豊茂君。

3番（上原豊茂君） 備品の整備等もそこそこされているのかというふうに思いますけれども、例えば土のうの袋、スーパー土のう250袋という表示がありました。しかし、中に入れるものがどうなっているのかというお示しがございましたので、その辺についての確認をしたいというのと。

もう1つ、場合によっては農家地域においては、直接その山まで取りにいけないと。とりあえず中継で、町の備蓄してあるものというようなこともあろうかと思えます。それに対する対応が可能なかどうか、その辺についてお聞かせをいただきたいと思えます。

もう1点、ハザードマップをお示しされて説明されましたので、それぞれ例えば訓子府川、常呂川を中心とした越水、またそれらを中心にしたその土砂崩れ等々の示したものであるというふうに思います。それで、私は市街地の部分で心配するのは、訓高の裏ですとか、あの一連のところですか。それらに対する対策というのは考えていらっしゃるのか、見当の中に入っているのかどうか、それについてもお聞かせをいただきたいと思えます。

議長（橋本憲治君） 総務課長。

総務課長（山田日出夫君） 3点、ご質問をいただきました。

資材の話の中で、実際に詰める土砂の話をちょっと漏らした点でございます。これは栄町の車庫の横に常時「ずり」と言うのですか、「ずり」と土・砂を用意しておりまして、量があつた状態で十分かどうかということも若干あると思えますけれども、概ね今までの経験則において充足していると考えております。

それと、2番目の離れた場所に土のう等を配備するときに、ちょっと手間取るのではない

かというご心配がありました。そういう反省もございまして、今まで議員もご存知のように、災害が発生して職員を招集して、土を詰めて、土のうをつくって現場に持って行ってたのです。それではちょっと手間取るということで、迅速な対策が取らないという反省がございまして、先に作ったマニュアルでは、町内の5カ所にあらかじめ土のうをつくって備えておこうということでございます。日出地区ふれあいセンター、西富会館、大谷会館、開盛会館、それと市街地の消防庁舎でございます。これは職員の担当地域を決めて、班をつくりましたので、それぞれの班を4つ川北の西東と川南の西東、それと消防庁舎ということで、消防庁舎は控えで予備です。そういうふうに班もつくってありますので、それに対応した土のうの配備ということで考えております。それで土のうというのは、冬を越すとしばれで傷むそうなのです。それでせっかく常備してある土のうを傷ませてはもったいないということで、秋口に冬になる前によく越水をする災害現場に設置をしたいと考えております。そして、翌年また春先に土のうを職員でつくって備えると、これをぐるぐるサイクルさせようと考えてございまして、これですべてうまくいくとは思っていませんけれども、実際のこういう対応をしながら、修正を加えながらより良い対策につなげていきたいなと考えております。

それと、町民の森。例として出されました訓高の裏、確かに急峻な斜度です。いきなりストーンと丘が落ち込んでいるような印象なのですが、ハザードマップではここ町民の森なのですけれども、後ほどご覧いただければわかるのですけれども、崖崩れの心配の箇所とは指定されていないのです。だからないという意味ではないのですけれども、担当としてはこのハザードマップを中心に考えておりましたので、町民の森につきましてはあらためて、今ご指摘いただきましたので、現地も見ながら少し勉強させていただきたいと考えております。これは町民の森以外でも、これがすべてではないと思っていますので、補強する意味も含めて勉強させていただきたいと思っております。

議長（橋本憲治君） 上原豊茂君。

3番（上原豊茂君） ぜひ、充実した体制づくりに取り組んでいただきたいというふうに思います。また、町民との連携という部分も、十分な配慮をしていただきたいというふうに思っております。

先ほど、2点目の災害箇所、発生箇所についてのお示しをいただきました。越水40カ所、道路掘削ですとか等々が60カ所というお示しをいただきました。極めて多いということでちょっと驚いているところでもありますけれども、場所によっては非常に心配と言いますか、例えば越水ですとか、急勾配の畑から流れ込んだ土砂、道路に入ったとか、道路がえぐられたとか、そのことによって二次災害、要するに通行中に災害を起こすとか、その辺の心配も、ずっと道路回っていますと非常に感じる場所です。これらの箇所について、恒久的な対策が必要と思われる場所も多々あるかと思っております。

もう1つは、復旧工事というのは、現状復旧という限られた範囲ということは採算お聞きしております。しかしながら、再三その災害が発生しますと、町の持ち出しも度重なることということで大きく膨らんでいく。そういう意味では、その対策の取り方というのは、今一つ考えなければならぬのではないかとこのように思うわけでありまして。もちろん治山事業の取り込みも含めて、前段の説明にありました国・道の補助金体制も含めた、補助事業の取り込みも含めた形で、十分な対策を取れるような努力をお願いしたいという

ふうに思います。

先ほども申し上げましたように、二次災害が起きないようなそういう体制で、ある意味ではこの分は例えば豪雨によって通行に注意とか、そういうその住民に対する資料提供・情報提供というのも大切でないかというふうに思います。その辺についての対応についてお聞かせをいただきたい。

議長（橋本憲治君） 総務課長。

総務課長（山田日出夫君） 災害が起きて、そのあとの二次災害を防ぐ対策についてのお尋ねだったかと思います。大きく2つあると思います。

まず、災害が起きつつあるときまたは起きたときは、まず初動的にパトロール班を出動させ、パトロール班からの情報に基づき、職員が先ほど言いました班の体制に沿って出動したり、または機動班と言いまして、小型トラックを配備していまして、そこにバリケード、それとプラスチックでできた三角柱みたいな表示をするものとか、ロープとか、または表示板等々を積んで、機動班というのがあるのです。その機動班が連絡あったところに行き現場を確かめて、即座にバリケードを設置したり、その他の資材を設置したり、場合によっては簡単な土のうを置いたり、ロープを張ったりということではありまして、これは比較的全町的に放送等では連絡ができませんけども、そこを通行する人、歩行する人に注意を喚起して、二次災害を防ぐということでは非常に効果的に行われているかと認識しております。

それと、2点目は、その起きた災害に対して、物理的にどのような対応するかという工事面の対応があるかと思えますけども、それは建設課から答弁してもらいますけども。

議長（橋本憲治君） 建設課長。

建設課長（竹村治実君） ただいま、災害が起きた場合の対応等についてのご質問でございます。災害の被災状況についても、その場所場所によって異なってくると思います。先ほども、被災箇所の数等もお知らせしたところですが、道路等で被災を受ける、または土砂等の越水を土砂等が堆積するというのは、ほとんどが隣接の畑、山林の隣接地からの流入の水と土砂がほとんどでございます。これについては、なかなかその対策というのは難しいものがございます。これについての災害復旧というのも、ほとんどが土砂除去がほとんどでございますので、災害の対象にもならないというのが現状でございます。

また、排水路等の被災につきましては、もちろん本体がいかれるということになると、これについては災害復旧の対象になります。そのためには、ある一定の要件というのがございますけども、それについては、起きた場所については極力二度と起きないような形での検討もしていきたいと思えますし、今後もそれについては検討をしていきたいというふうに考えております。

簡単ですが、以上でございます。

議長（橋本憲治君） 上原豊茂君。

3番（上原豊茂君） 前段の町長の一般質問での回答の中でもありましたように、非常に人数の少ない職員の中で多くの仕事しているのだということでもあります。そういう意味では、こういう災害の対応についても、ある意味今言われたような所有者の農地から土砂流入という状況の中で、通行に危険があるというような場所が決まっているわけですから、ある意味では地権者に対して、例えばそういう状況が起きたときの対応。例えば、危険を

知らせるその表示をするとか、そういうものについての依頼をしてもいいのではないかと。少し協働のまちづくりという意味では、そういう発想転換が必要ではないかというふうに思います。ぜひ、そういうことも含めて、住民が参加しながらそれぞれの生命財産を守っていくということも大切かと思しますので、その辺についてのご配慮もいただければというふうに考えるところであります。

次のその濁水による近隣の自治体の断水騒ぎの関係がありますけれども、先ほどの解答では、平成18年度より火山灰採取場所があると。ここで問題なのは、ここからその火山灰が大量に流出したのかという確認を1つしたい。

もう1つは、そこを除けば近々に開発をしたというところがないということでもありますから、開発行為がこの濁水に影響したのかどうかというのが非常に疑問なわけです。全国版で訓子府の町をいろいろとPRしていただきましたけれども、あまりにもその内容が侮辱に近いというような感じも私はしました。そういう意味で、その因果関係についてどう考えているのか、お聞かせをいただきたい、はっきりしたその回答をいただきたいというのが1つございます。

それと、あの時期にこういう話を聞きました。河川沿い、この近辺に農地を持っている方が、その当然集中豪雨ですから大量の堆水が畑にあると。早くその堆水した水その川に流してしまいたいと。ですけれども、開発局の職員、また報道機関がどんどん出入りすると。とってそこでその水をいつものような排水体制に持っていけなかったと。こういうことも含めて、むしろ被害者はどこなのだということをお願いいたしております。

それと、ある人がこういうことを言っていました。何回か度重なりましたから、常呂川の近くに住んでいる人なのですけれども、常呂川の集中豪雨があったとき、常呂川の水量をずっと眺めていたと。「集中豪雨があるのに水量が増えない」と、「これは何なのだろう」という話をしておりました。当然、私はある程度の豪雨があれば、当然大きな川ですからそこに支流から流れ込む鹿の子ダムからの放水もあるだろうと。その水量によって、ある程度そういう濁水の調整もできたのかなと思いますけれども、この辺については何ら問題がないと通常のことだというふうに認識されているのか、お聞かせをいただきたいと思っております。

議長（橋本憲治君） 農林商工課業務監。

農林商工課業務監（村口鉄哉君） 1点目の実郷にあります火山灰の採取地の関係でございますけれども、6月22日に集中豪雨がありました。その中で、基本的には先ほど町長が説明しましたとおり、法面の植生、それから火山灰等のシート掛け等で十分対応ができているというふうに考えておりますし、それ以降の災害の対応につきまして、6月28日事業主体であります中部耕地出張所の所長に対し基本的な部分で協議をし、またさらには8月1日ですけれども、今後の対応について再度協議をしております、その結果としまして最終的に高性能のろ過機を設置しているところでございます。

以上です。

議長（橋本憲治君） 農林商工課長。

農林商工課長（山内啓伸君） それと開発行為との因果関係ということなのですが、開発行為についてはいろんな部門で受けるところがありますけれども、周辺におきましては、町に対して開発行為は出ていないということですから、これは開発行為による原因という

ふうな認識は持っていません。それと先ほど言われましたとおり、被害者は誰なのかと。まさに、本当にそのとおりだというふうに思います。確かに、農家でかなり土砂が流れたとか、あるいは堆水しているとか、そういうような被害があったということで、そういう意味で、ここで議員が質問されております風評被害というような言い方されていましたが、確かに特に実郷の方々のそういうあとでの被害というのは大きくなったのではないのかなというふうに思っています。

それと、常呂川の水量の関係なのですが、これにつきましては、おそらく雨量でいいましたら去年の覚えていると思いますけど、去年の8月18日、19日。このときは2日間で柏丘ですけど、164ミリ降っているというような状況でかなりすごかったです。支流の濁度といたらこっちのほうがずっとすごかったというふうに認識していますけども、そのときは置戸でも178ミリ降っているのです、そのとき2日間で。今回については、例えば2回目になりますけど、1回目ちょっと計測値だったのですが、2回目柏丘で30ミリ、1時間当たり最大で14.5ミリ。おそらく緑丘とか、あそこら辺はもっと降ったと思いますけども、このときも置戸では6.5ミリしか降っていないというようなことがありましたので、おそらく去年との違いで言いましたら、支流の濁度で言ったら去年のほうが数倍ひどかったと思うのですが、常呂川の濁度という面で見たら若干違ったのかなと。先ほど議員が言われたような印象を持たれたのは、たぶんそのせいなのかなというふうに思っています。あと鹿の子ダムの放流で調整するという言い方もよくされますけども、あれは実際に開けてから日出に来るまで10時間かかりますから、なかなかそれだけで対応は難しいのかなというふうに認識しているというところでございます。

議長（橋本憲治君） 上原豊茂君。

3番（上原豊茂君） 報道ですから、報道機関はそれぞれおもしろおかしくという部分もあるのかと思いますけれども、非常に町として、その辺については的確なそのチェック機能を果たすということに配慮を願いたいというふうに思います。

次のハザードマップ作成・配付後の住民周知の実態と継続的な啓蒙についての考え方があります。ハザードマップについては、先ほどもありましたけれども、作成し、配付し、老人クラブ等で説明をしていると、警察官による交通指導も行っていますという説明がございました。

この件について、平成16年9月の定例議会において、私はハザードマップの作成等について質問をしております。その中で、非常に障がいを持たれた方等も含めた情報認識をどうするのだという確認をしましたところ、例えば視力に問題がある、聴力に問題があるという方等々もございます。また、中には家から出られないと、先ほどありました老人クラブの集まりと言いますけれども、そこにも出られない方もいらっしゃる。ある意味ではそういう方が一番危険だということも言えると思うのです。「それら人たちに対してどう対応するのか」とその問いかけに対して、「個々に説明に行きます」という回答をいただいております。しかし、今の回答の中にはそういう一項がございません。ということは、それらの実行はされていなかったという認識に立っていいのではないかと思います。当然、これら認識、周知に関しては、どんどん時間とともに薄れていくということもございませぬけれども、少なくとも今申し上げましたように、自由にならない方に対してはきちっとした対応をしていくという行政、まさに先ほどから何度も町長がおっしゃっている福祉に対

する対応、これは欠くべからざることだというふうに思います。ぜひ、この点については実際になされていたとすれば、再度実施していただきたいと思ひますし、なされなかつたとすれば反省をもとに即座に実施してほしいと。その対応がどういふ体制をとるのかは、行政側として考えていただければよろしいかと思ひます。

あと、非常にこのハザードマップの避難場所の設定の問題でありますけれども、例えばこの一帯が避難の場所になっているということもあります。川と近いという問題、それほど高低差がないという問題等々もあります。これらについて、堤防の決壊想定ですとか、先ほどもちょっと出ました鹿の子ダムの満水・放水状況の中での越水等々もきちっと考慮していかなければならないと思うのですけれども、このときの解答では「それらは含まれていない」と、「そういう心配はございません」といふ回答をいただきました。しかし、先ほどから何度も申し上げておりますように、昨今の他地域における災害の状況を見ますと、いつ、どういふ状況が起きてても不思議でないということもございませぬ。そういう意味でいきますと、この避難箇所についての再度の点検、検討が必要かと思ひますけれども、それに対する取り組みをどうとらえているのか、お聞かせをいただきたいと思ひます。

また、先ほど数値の問題で、課長申し訳ありませんけど、このときに鹿の子ダム放水から訓子府までの着水と言ひますか、訓子府にその放水した水が来るまでの時間というのが3時間36分という示し方をしているのです。今、先ほど10時間と言ひましたので、これに大きな違いがありますので、その辺もしどちらが正しいかわかりませんが、この辺の認識は確認をしておく必要があると思ひますので、その点よろしくお願ひいたします。

議長（橋本憲治君） 総務課長。

総務課長（山田日出夫君） 3点にわたりご質問をいただきました。

1点目は、平成16年9月の定例会における質問に対しての私どもの回答の中で、お体の不自由な皆様に対するハザードマップの周知も力を入れていきたいということでお答えしております。結論から言ひますと、お体の不自由な方に絞って対応はできませんでした。できませんでしたと言ひるか、しておりませぬ。

今回、西山議員の質問にもありましたように、お体の不自由な方のリストアップはされていますけれども、災害の内容によっては、個々の対応が異なるということもありまして、今後の課題とさせていただきますということでお答えしましたけれども、早い時期にその対応を福祉と連携して行ってまいりたいと思ひます。

それと、2点目のこのお示ししておりますハザードマップ。この中には、避難施設の一覧表が載っているわけです。過去の質問でもありましたように、避難所の表示の看板の付け替え等も終わっております。

ただ、災害の状況によっては、その施設が水に近いことを心配されて今ご質問いただきました。このハザードマップの元となっているこの水に浸かる地域と言ひるのは、堤防からの越水を想定しております。越水と言ひるのは、じわじわと水位が上がってきて、ゆっくりとザーッと溢れることを言ひます。一方、急激な災害では、堤防の決壊というのがございませぬ。これは非常に悲惨でして、支えるものがないわけですから一気に浸水値の水位がぐっと上がってしまいます。これは実は越水を想定しております。

開発局では、常呂川の堤防はそう簡単には決壊しないと見ていると思ひます。その分析のもとに、越水をもとにして作っております。それで私どもが設定している避難施設は水

を被らないという判断のもとに避難所を設定させていただいているということで、ご理解をいただきたいと思います。万が一、氾濫するというようなことになると、ややこの資料で100%は活用できないことになるので、その辺のことは今後の課題として受け止めておきたいと思います。

議長（橋本憲治君） 農林商工課業務監。

農林商工課業務監（村口鉄哉君） 議員からご質問のありました鹿の子ダムの放流の関係ですけれども、今回の放流につきましては、基本的には常呂川の水量が少ないということで放流をしまして、常呂川の水量を上げて川の水を薄めるというようなことの要請で鹿の子ダムの放流があったということであります。

先ほど、課長の説明した時間ですけれども、課長のほうで説明したのは居武士の頭首口に着くまで10時間というような説明でございます。また、そのほかに訓子府の常呂川頭首口については、約5時間程度というような形で放流の水が来るというような時間帯でございます。

議長（橋本憲治君） 上原豊茂君。

3番（上原豊茂君） 確認ですけれども、それは以前に平成16年度に示された3時間36分という数値は違うという認識でよろしいですね。

議長（橋本憲治君） 農林商工課業務監。

農林商工課業務監（村口鉄哉君） 基本的に水の量なのですけれども、少ない場合についてはやっぱり時間がかかりかかると。

それから量につきましては、多くなれば時間が早くなるというようなことで、平成16年度の3時間30分というのはたぶん量が多かったというふうに考えております。

議長（橋本憲治君） 上原豊茂君。

3番（上原豊茂君） 放水してから時間を計ったのかどうかわかりませんが、当時の課長がこういう数値を示されたということであります。この辺については、それなりにしっかりした共通認識を持っていないと、とんでもない間違いを起こします。

先ほど、総務課長がお示しをいただきましたその越水による避難場所ということであります。これは越水による避難場所として、例えば大量の人間がここに避難したと。そこに堤防が決壊したらどうするのだと。自治体としては、そこまで住民の命を守るための最善のその体制づくりと言いますか、チェック機能としてきちっと持っていなければだめだというふうに思います。ぜひ、この辺についても、先ほども申し上げましたように、今一度協議・検討をしていただきたいと思いますというふうに思いますので、その辺についてよろしく願います。

同時に、もう1つは、先ほど前段でも申し上げましたように、これらの対応策、また周知等についても、行政が一方的に全部やるのではなくても、住民地域との連携プレーの中できちっと浸透させていくという体制づくりを築いていったらいいのではないかとこのように思います。ぜひ、そういう検討もお願いをしたいと思っております。

最後の降雹被害の関係でありますけれども、2戸、2.8ha廃耕、10数戸の農家による収量半減というお示しをいただきました。実を言いますと、今盛んにその収穫した玉ねぎの選別等々が始まっております。これらについて、非常に力のある農家についてはいいのでしょうか、場合によっては非常に追い込まれるということもあろうかと思いま

す。ぜひ、これらの被害状況については、逐次、周知徹底しながらどんな対応ができるのか。

もう1つ、ここであえて申し上げたいのは、当然J Aは農家の組織でありますけれども、「きたみらい」という組織になってから、訓子府の農民たちとの距離が一段と遠のいているという認識に私は立っております。そういう意味では、この町の自治体はその距離をいかにして短くするのかという立場で、いろんな形の対策を取っていかねばならないだろうというふうに思います。当然、ここで10数戸の農家が収穫半減ということになれば、それ相当の金額になろうかと思えますけれども、そういう試算等も出されているのかどうか、もし出しているとすれば、どの程度の金額なのかお示しをいただきたい。

議長（橋本憲治君） 農林商工課長。

農林商工課長（山内啓伸君） 対策につきましては、J Aと、特にJ Aの支所としっかりと協議をして連携しながら進めていきたいと。

それと、被害額につきましては、現在のところまだ玉ねぎの進捗状況50%程度ということですので、聞き取り的な調査で先ほど10数戸でちょっと半減しそうだというような情報程度ですので、まだ実際に、具体的にどれくらい減収になるのか、そこら辺の試算はまだしていないということでご理解をいただきたいと思えます。

議長（橋本憲治君） 上原豊茂君。

3番（上原豊茂君） 大変な災害については、災害を受けたものと受けてないものと、そのしんどさは何倍にもなるかと。その違いがあるかと思えます。ぜひ、痛みを自治体としても分かちあえるような姿勢をもって対策に取り組んでいただきたい。

それと、しつこいようですけれども、何度も申し上げておりますように、ものによっては、ことによっては住民とどう連携を取るのかと。住民が参加できる体制、それを十分研究し、金のかからない中での体制・対策を取っていけるような努力をしていただきたいと思えます。

それついでのお考えをお聞かせいただいて、私の質問を終わりたいと思えます。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） お答えしたいことが10点ほどございます。時間がありませんので、かいつまんで申し上げますことをお許しいただきたいと思えます。

まず、1点目の地震や山火事等についての被害に対する対応は、もちろん越水等のあるいは築堤の決壊等の対応に対する住民参加のものが必要なのではないかというご指摘でございました。全くそのとおりでございますし、この点につきましては、私は西山議員の質問のときにも答えましたけれども、防災の法で定められたこのマニュアルと、さらには国民保護法案のマニュアル、そして、洪水ハザードマップを見た関係と最近の私どもが職員の中で作ったものを照らし合いながら、これら地震や山火事、そして、水害等に対応できるかどうかという点で言いますと、非常に実体験のない中での想定でございますから難しいものがありますけれども、可能な限り、今ご指摘の努力をしていきたいと思えます。例えば、先ほどの中越地震のことで言いますと、避難場所の伝達、自治会の伝達、避難場所への携帯食料と物資、トイレ、感染症対策、エコノミークラス症候群、家屋調査、罹災証明書発行、解体、ごみ処理等々を含めていくと、これはものすごいことになります。もちろん役場の機能を止めるわけにはいきませんから、今私どもが用意したこれらのマップをも

って、「すべてに対応できるし、任せといてください」と言って胸を張れる状況ではないというのは、これを私は率直に認めざるを得ないと。しかし、これらにつきましては、可能な限り努力をして、安心・安全を実質的なものしていくため努力していかなければなりませんし、答弁も漏れていたと思いますけども、災害への支援の協力等につきましては、平成18年3月28日、生活協同組合のコープ道東等の中で、食料の水、飲料、おにぎり、弁当、カップメン、パンと果物等についての支援体制の協定ができたりとか、いろんなことがございますから、その点で言いますと、これらの周知も含めて、私どもは可能な限り対応してまいりたいというのが、まずは1点目でございます。

2点目ですけれども、これらはハザードマップを含め、例えばこういうのを広報で出させていただきました。焦点記事です。ここでは、それぞれの家庭で常備してほしいものも含めて、これはあらためて再度日常的に町内会・実践会を通じて、いざというときの家庭が備えること、避難場所、そして、日常の心構えも最低限自己防衛のものについては、これはご理解をいただければなりませんし、あわせて先ほどいろいろな住民参加の方法についても、さらに検討していく必要があるのではないかと。これについても、さらに具体的にしていきたいと。

もう1点の3点目でございます。町民の森を例にした農地の例えば土砂等の原因者の問題が出ておりました。これは水道の問題と川の濁度の問題というのは、ちょっと別の考え方に立ってもらわなければいけない。北見の災害で申しますと、すでに北見工業大学の名誉教授が「あれ人災だ」というふうに言っていますように、私どもの畑から流出していると見られている濁りが水道の直接的な原因だとは私自身も思っておりません。しかも、そのことによってマスコミや北見市役所、官公庁の人たちが、車であるいは土足でとは言いませんけれども、田畑に川南地区の畑のところに入ってきたところで言いますと、この点についての認識の甘さについても、私は随所でこれらについては考え方をあらためていただきたいということも申しておりますけれども、しかし、一方ではこの私たちの戦後間もない頃からの生産力を誇る農業の基盤整備や、あるいは河川の整備等についてもまだまだ新しい課題が出てきていることも事実であります。平野部の河岸段丘の平野部から基盤整備や、あるいは護岸やいろんな整備行っておりますけども、年数が重なることによって上流地帯の上のほうの整備も進んで、それがぎりぎりのところまで田畑が整備されているということも事実でありますから、そこから急激な雨によって法面の土砂崩れ等が出てきているということも実態でございます。これらについては、日本の農業基盤整備全体の中で改善していかなければならない問題ももちろんございますし、国や北海道やそれらについての関係機関のお力添えもいただきながら、現実的に職員が今対応しているところでございますけれども、それぞれ住民の協力やあるいは住民による力も貸していただきながら改善に努めていきますし、当然行政としてもそれらについて改善の要請活動や災害防止活動に努めていかなければならないということでございます。

さらに、5点目でしょうか、障がい者の問題であります。弱者についてはそのとおりでございますし、私どもも名簿等は障害者手帳の交付等がございますし、介護保険の介護者の名簿等がございます。そのことが私どもの情報として認識していることと、災害時の活用として個人情報も含めて、広くある意味では地域住民の中に公表したり、理解をいただくということが今の状況の中でどこまで許されるかということもございますので、この

点については非常に慎重な対応を含めて、障がい者に対するそれぞれの障がいに対する適切な命と安全を守るという立場で、これから具体的な検討をしていかなければならないのではないかというふうに考えております。最後になりましたけれども、いずれにいたしましても玉ねぎ等の降雹被害につきましては、農協の理事会やJAきたみらいでも努力をしているところでございますし、私どもも密接な連携を取りながら、一層地域の皆さんの力になるご努力をさせていただきたい。

とりわけ私は、この支庁や北海道の総合計画においては、玉ねぎ等の降雹被害の共済制度の強化についての申し入れをいたしておりますし、もっと言いますと、降雹に対する災害の共済というのは一切ないわけです。これらの新設等につきましても、先般の総合計画の中でも安心・安全で農業を支えるという観点からいっても、道の総合計画にもそういうことを盛り込むべきだと。もちろんこれにつきましても、各政党の政調会にもあらためて要望していく考えでございますので、さらにはまたお力添えを賜りたいと考えております。

今までのお話を各議員からそれぞれ、災害についてのご意見、防災についてのご意見をいただきました。やっぱり職員に対する期待感というのは大変強い。そして、職員に限られた人数で今やってはおりますけれども、職員は住民の宝であるというそういう職員になれるように、私を含めて一層努力しながら災害にも立ち向かってまいりたいと思っておりますし、状況によっては職員の増員も含めてご理解を賜りたいと思っております。

長くなりましたけれども、私の答弁にかえさせていただきます。

以上です。

議長（橋本憲治君） 時間を経過しておりますので、町長の誠意だと思いますけれども、ルールでございますので、上原君、最後に。

3番（上原豊茂君） 大きな期待を持ちながら、私の一般質問を終えたいと思っております。

議長（橋本憲治君） 3番、上原豊茂君の質問が終わりました。

これにて一般質問を終了いたします。

散会の宣告

議長（橋本憲治君） 皆さんに、お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ散会いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて散会することに決定いたしました。

ご苦労様でございました。

明日は午前10時からでございます。

散会 午後 3時10分